

ひろしまみなみ もくざいこうにし はつかいち
「一般国道2号広島南道路(木材港西～廿日市)」
じごぜんくしど
及び「都市計画道路地御前串戸線」の
設計説明会

令和7年6月
国土交通省 広島国道事務所
廿日市市

本日の説明の流れ

1. 説明会の位置づけ・今後の予定

2. 事業概要及び整備効果・構造概要

広島南道路 (木材港西～廿日市)

都市計画道路 **地御前串戸線**

3. 機能復旧

4. 用地幅杭

5. 環境の変化

6. 都市計画事業承認／事業認可

7. 用地補償の流れ

1.説明会の位置づけ・今後の予定

国土交通省 広島国道事務所
廿日市市

1. 説明会の位置づけ・今後の予定

R4
年度
)

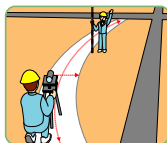
現在

①現地作業の説明会 R4. 9

事業概要、現地調査のお願い等

②測量・地質等調査

基準点・地形測量や
地質調査等を実施



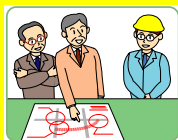
③都市計画事業承認 R7. 2 都市計画事業認可 R6. 12

④詳細構造の設計

調査結果を元に、橋梁や切土
法面、機能復旧等の詳細構造を
設計します。

⑤設計説明会 R7. 6 (今回)

新しい道路に必要な
幅や、地元の方が
利用されている道路、
水路等について、
関係者の皆様に説明します。



⑥幅杭打設・復元測量

復元測量を行い、
用地幅杭を設置
します。



⑦境界立会

地権者の方に現地で用地幅杭
及び境界を確認していただき
ます。

⑧用地測量

立会頂いた境界の
測量を行います。



⑨物件調査

移転対象となる建物や工作物、
墳墓等の調査を行います。

⑩補償説明・契約締結

調書の確認・補償金の算定を
経て個別に補償説明を行います。
協議が整いましたら契約を締結し、
国においてお譲りいただいた
土地の所有権移転登記を行います。

⑪物件移転・土地の引き渡し

所有者の方において建物等の物件の
移転をして頂き、契約に基づき土地
を引き渡していただきます。

⑫工事説明会・工事着手

関係者の皆様に工事内容
を説明の上、工事に着手
します。



⑬完成・開通



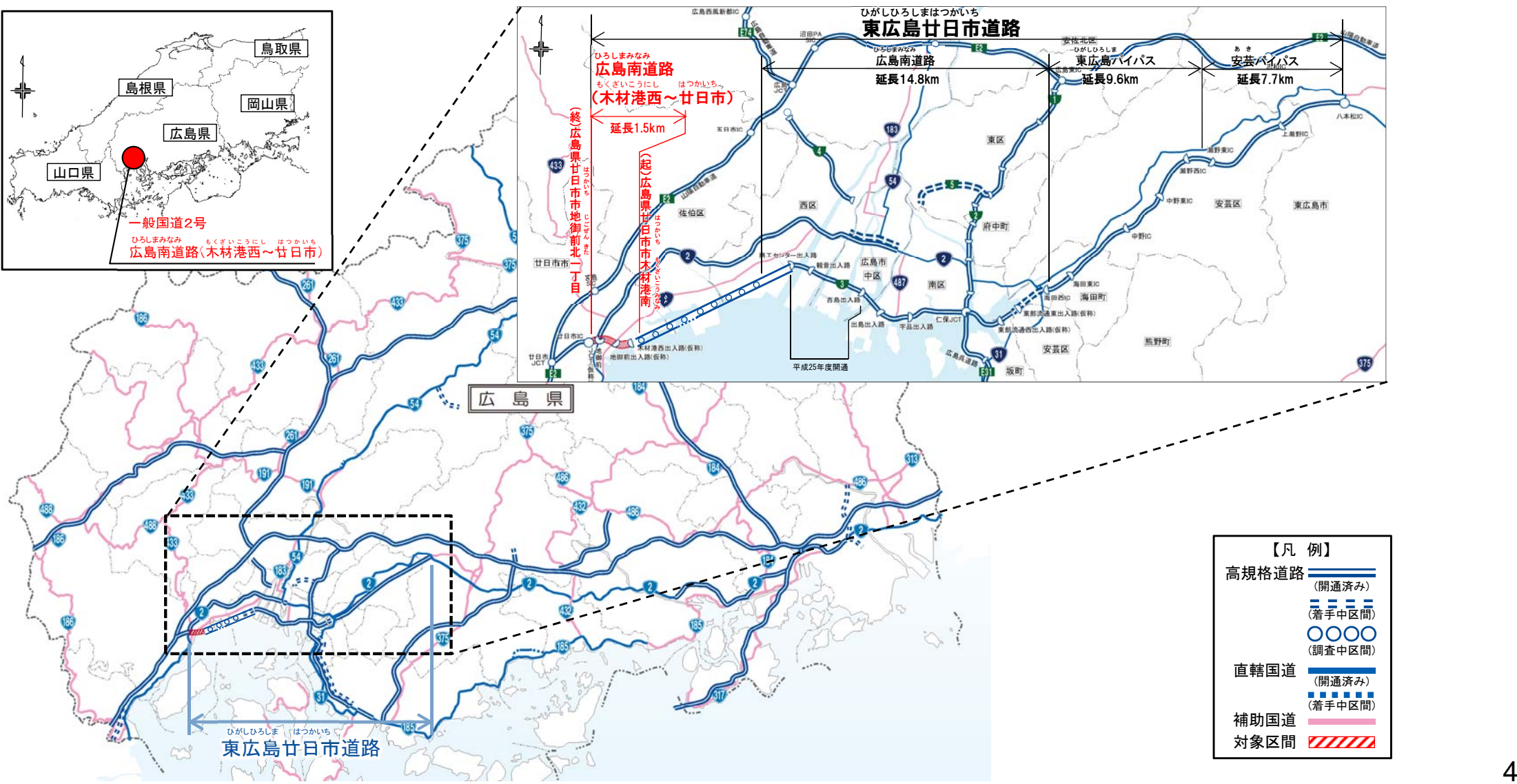
※今後も必要な段階で説明会などを行う予定です。2

2.事業概要及び整備効果・構造概要 **（広島南道路（木材港西～廿日市））**

国土交通省 広島国道事務所

2. 広島南道路(木材港西～廿日市) 事業概要

- 一般国道2号は、大阪府大阪市から福岡県北九州市へ至る延長約680kmの主要幹線道路です。
- 広島南道路(木材港西～廿日市)は、広島県廿日市市木材港南から広島県廿日市市地御前北一丁目を結ぶ延長1.5kmの道路であり、高規格道路「東広島廿日市道路」の一部を構成します。



2. 広島南道路(木材港西～廿日市) 事業概要

- ・ 広島南道路（木材港西～廿日市）は、本線立体構造の自動車専用道路として整備します。
- ・ 道路整備により、廿日市市内の交通混雑の緩和、交通安全の確保、地域経済活動支援等の効果が期待されます。



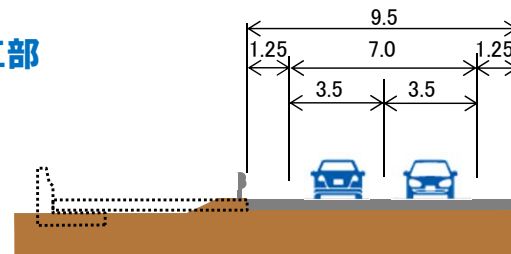
※有料道路事業の活用による整備を今後検討予定
橋脚位置等の詳細な設計内容については今後検討

標準断面図

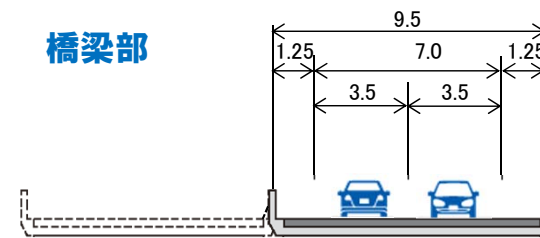
※当面は2車線で運用(ランプ接続部分等は4車線整備)

単位:m

土木部

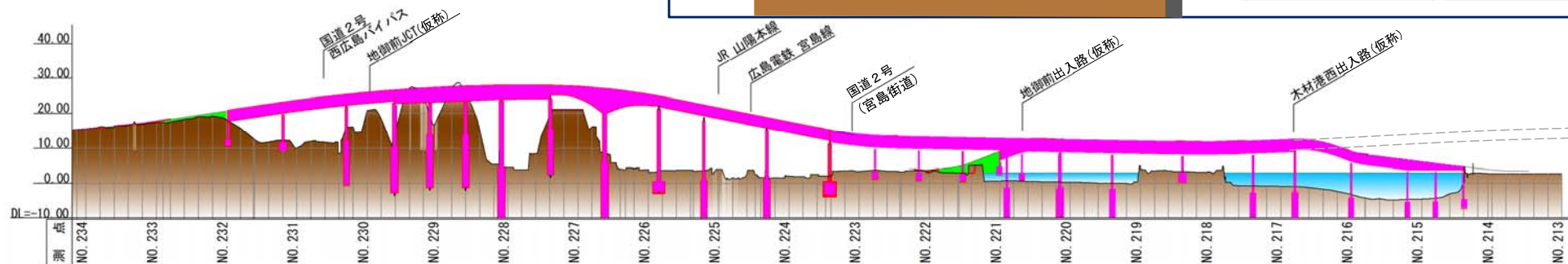


橋梁部

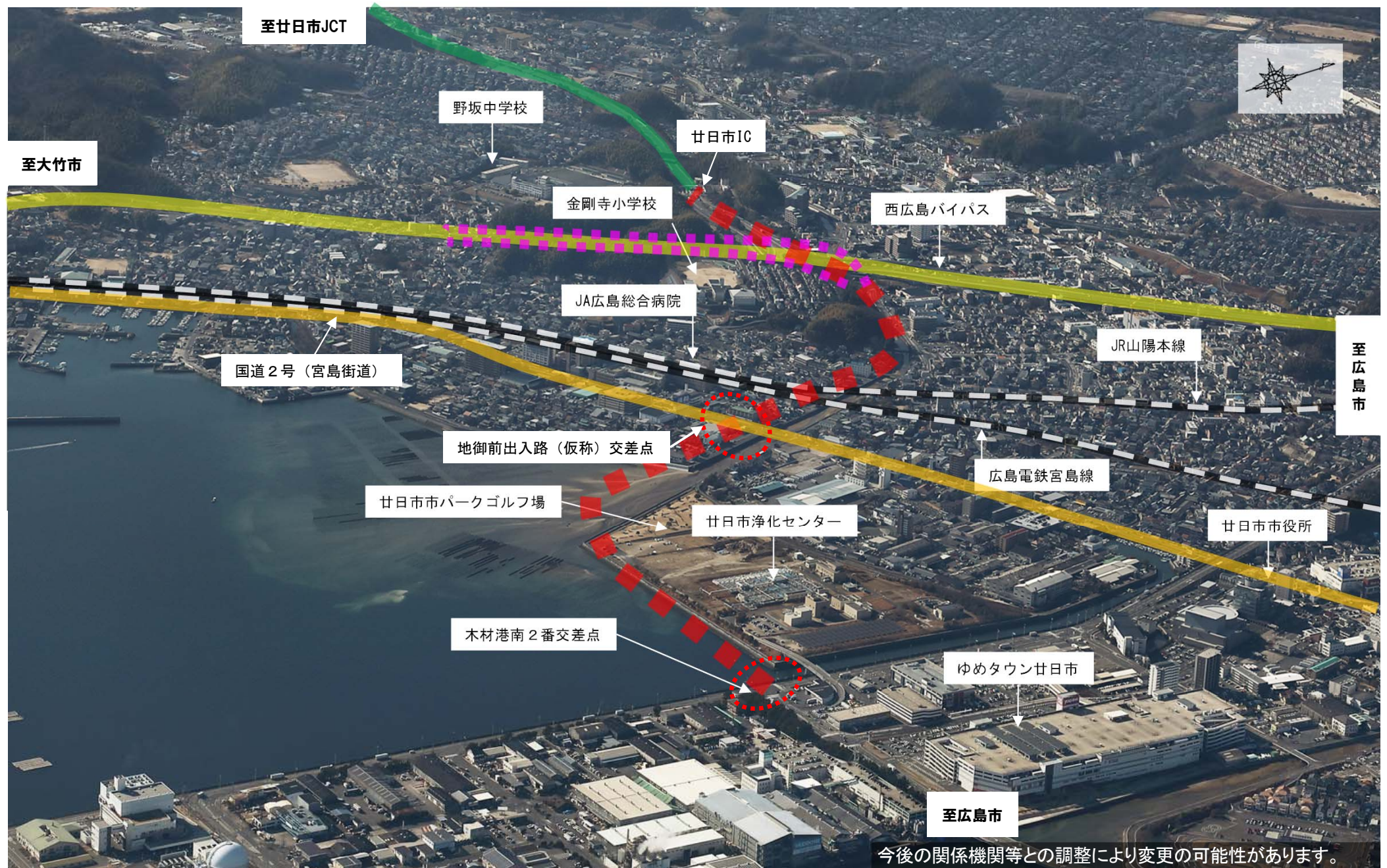


縦断面図

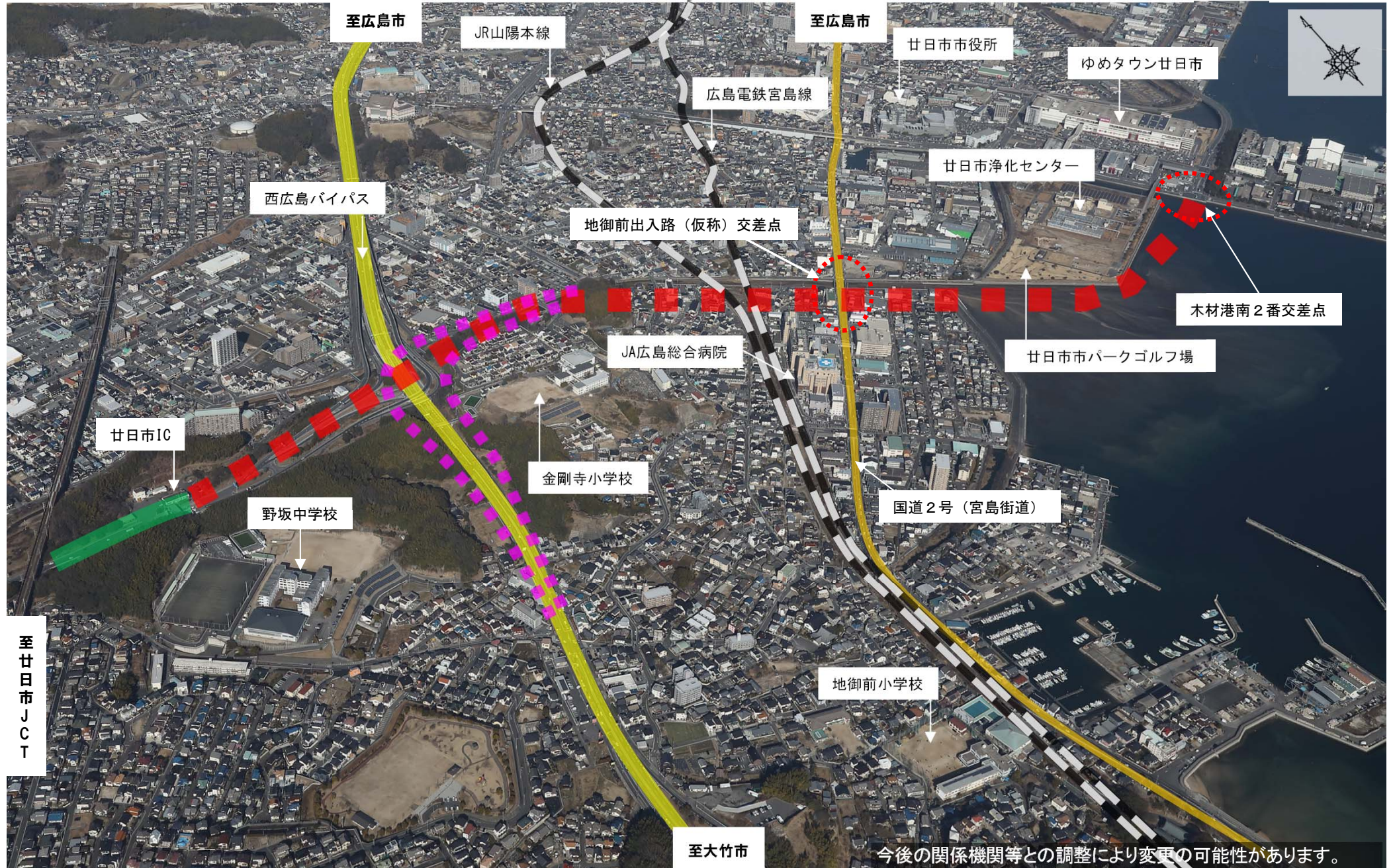
単位:m



2. 広島南道路(木材港西～廿日市) ルート概要



2. 広島南道路(木材港西～廿日市) ルート概要

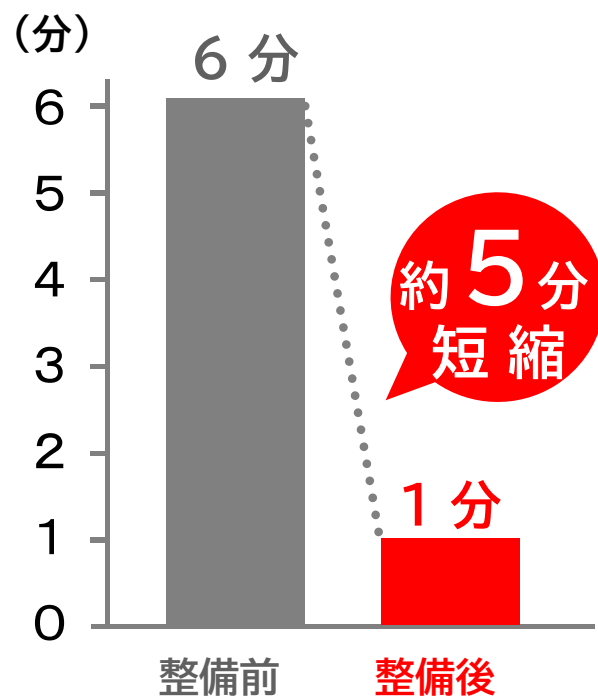


2. 広島南道路 事業の整備効果:交通の円滑化

- 速達性の高い道路ネットワークが形成されることで、廿日市市街地の速度低下区間を回避でき、木材港西出入路（仮称）から廿日市ICへの所要時間が約5分短縮します。

所要時間

木材港西出入路(仮称)
～廿日市IC



整備前:ETC2.0プローブデータ(R6.4～R7.3平日)
ピーク時(7,8,17,18時)平均

整備後:広島南道路利用区間(L=1.5km)を
速度70km/hで算出

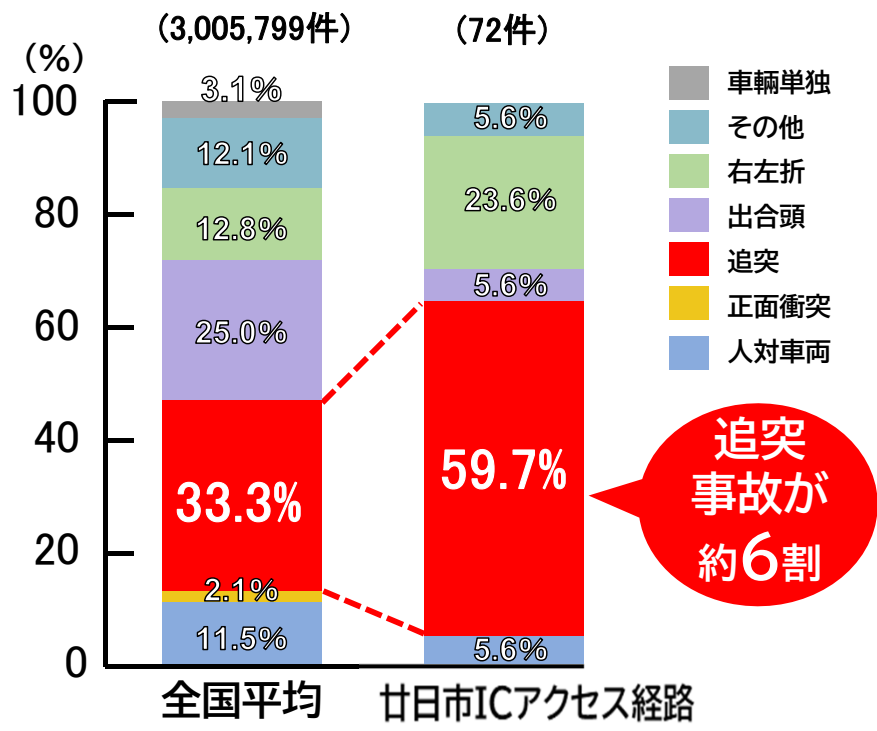


写真① R7.5.22(木) 8時台

・ **新たな道路ネットワークが形成**されることで、**死傷事故率の高い事故危険区間を回避**し、**また、交通の転換により、事故危険区間の交通量が減少**することで**安全性が向上**します。

廿日市ICアクセス経路の事故類型

木材港西出入路(仮称)～廿日市IC



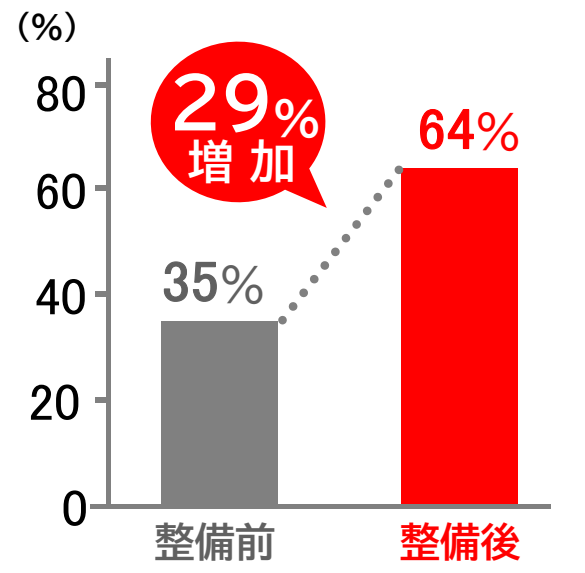
資料:ITARDAデータ(H28～R5)
全国平均／令和5年度交通統計掲載のH28～R5年の値
廿日市ICアクセス経路／西広島バイパス平面部、(一)廿日市港線



・ 主要な産業拠点である臨海部の工業地域や港湾施設等について高速道路とのアクセス性が向上することで、臨海部(右図赤枠内)における**高速IC10分圏域が29%増加し、物流活動の効率化が図られ、地域経済活動を支援します。**

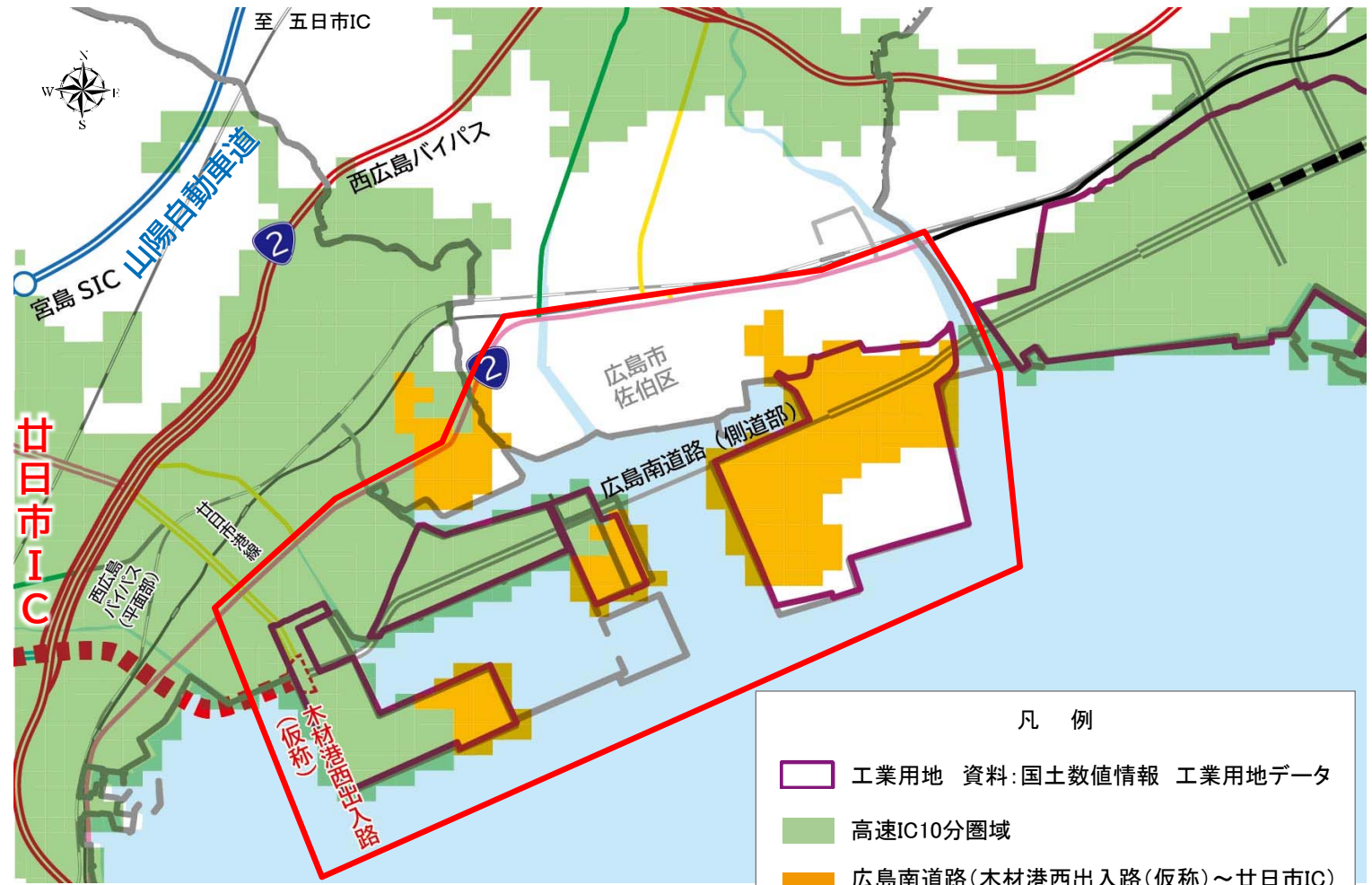
広島南道路(木材港西出入路(仮称)～廿日市IC)整備における高速IC10分圏域の変化

高速IC10分圏域



整備前 : ETC2.0プローブデータ(R6.4～R7.3)
昼間12時間平均より作成
※広島南道路(側道部)は速度40km/h、
市道は速度20km/hで設定
整備後: 上記のうち、広島南道路(木材港西出入路(仮称)～廿日市)利用区間(L=1.5km)
は速度70km/hで設定

※高速IC10分圏域の割合は、宮島街道以南
(位置図の赤枠内)を臨海部として算出



凡 例

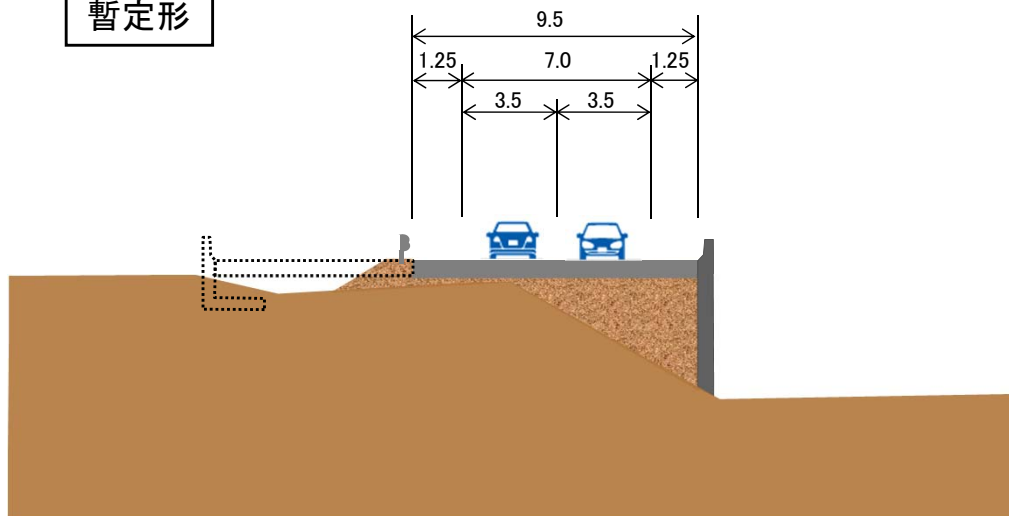
- 工業用地 資料: 国土数値情報 工業用地データ
- 高速IC10分圏域
- 広島南道路(木材港西出入路(仮称)～廿日市IC)整備により新たに高速IC10分圏域となる範囲
- 高速IC10分圏域(%)の算定範囲

2. 広島南道路(木材港西～廿日市) 構造概要

(1) 土工部

単位:m

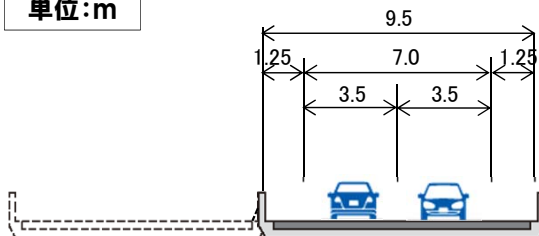
暫定形



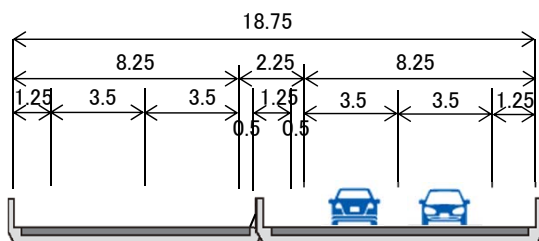
(2) 橋梁部

単位:m

暫定形



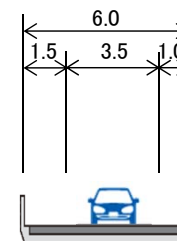
完成形



(3) ランプ部

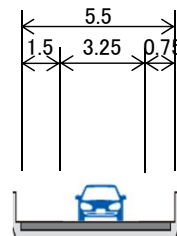
単位:m

A規格



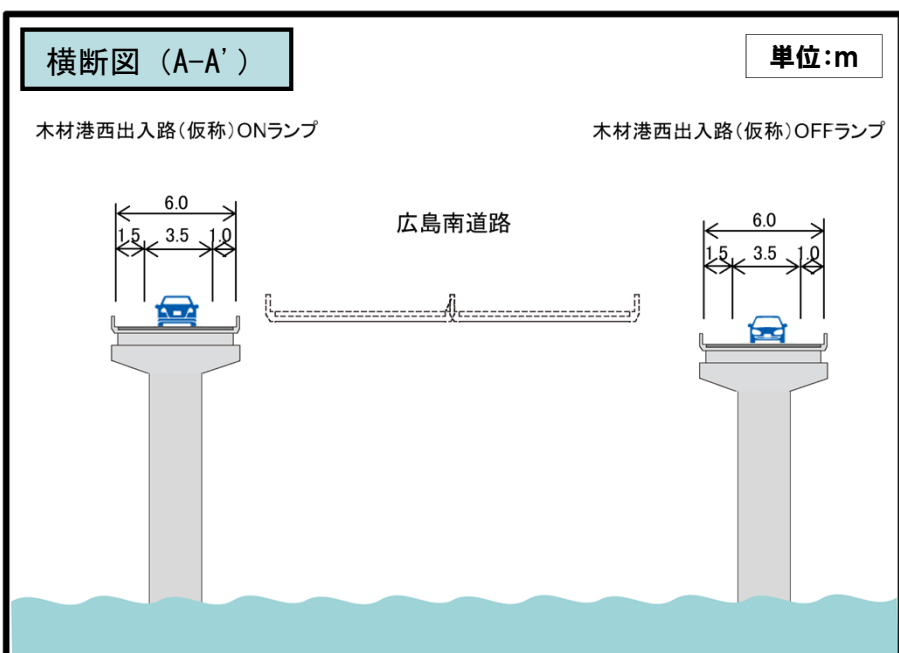
該当区間
木材港西出入路(仮称)ON・OFFランプ

B規格



該当区間
地御前出入路(仮称)ON・OFFランプ
地御前JCT(仮称) Eランプ・Fランプ

2. 広島南道路(木材港西～廿日市) 構造概要

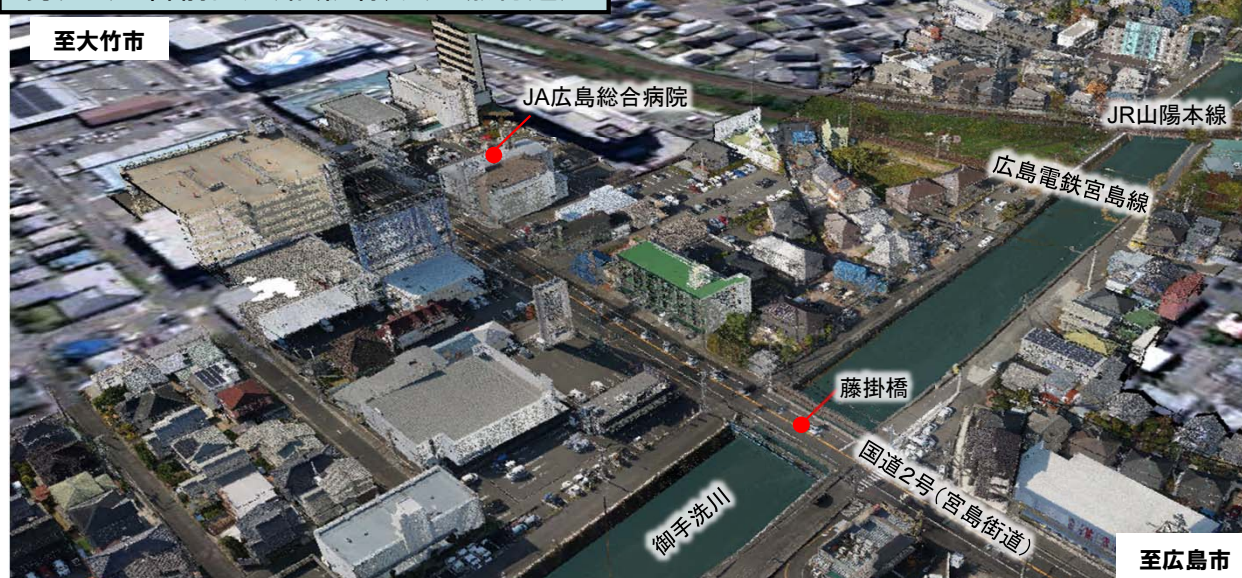


2. 広島南道路(木材港西～廿日市) 構造概要

位置図

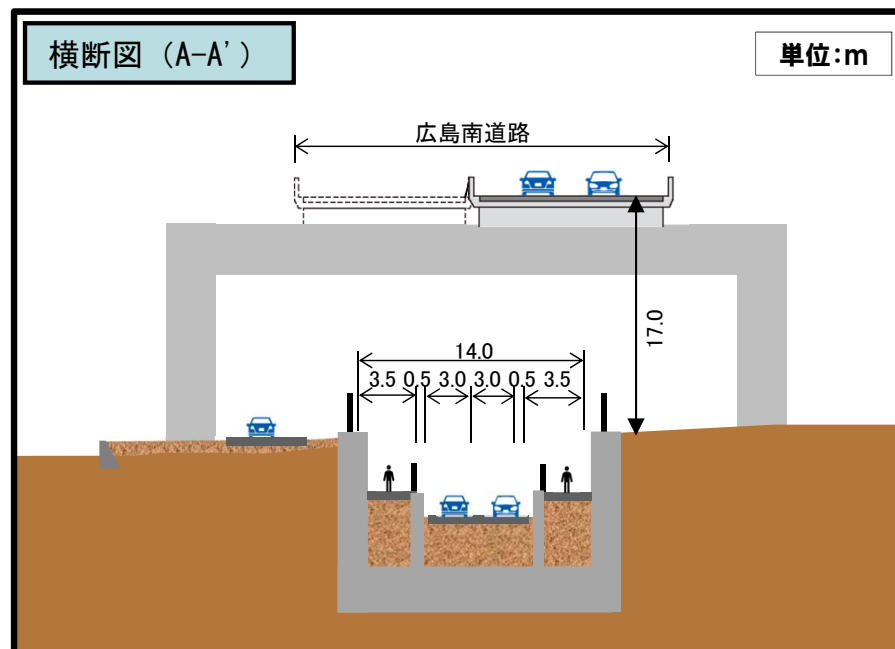


現況 (地御前出入路(仮称)交差点付近)

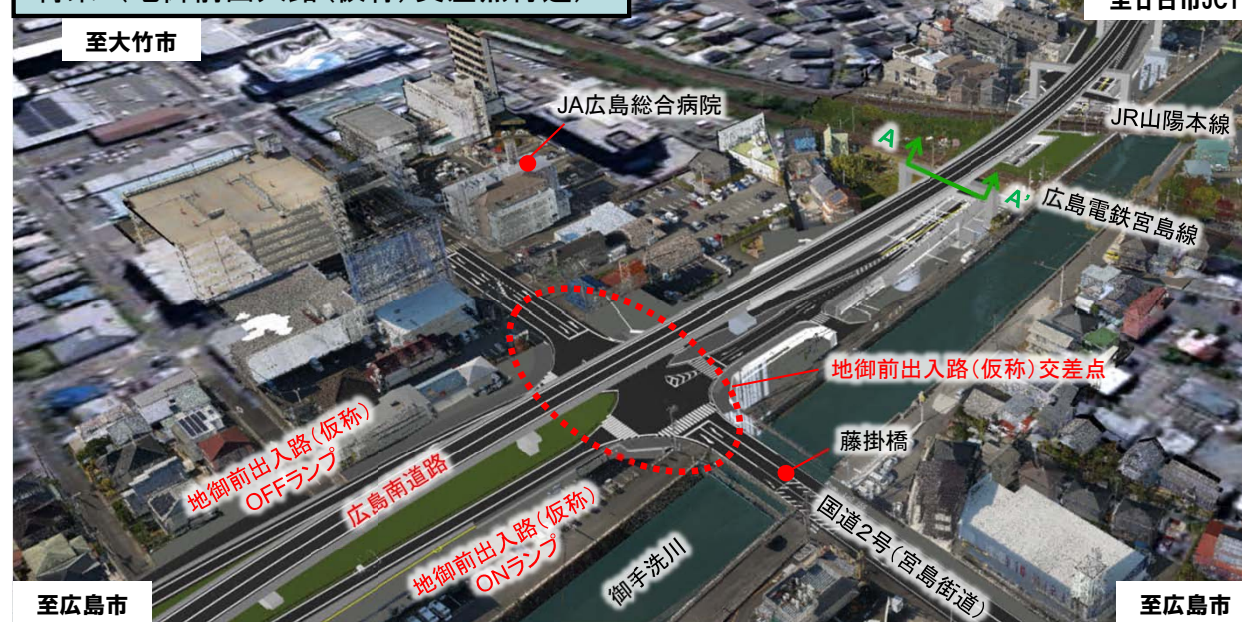


横断図 (A-A')

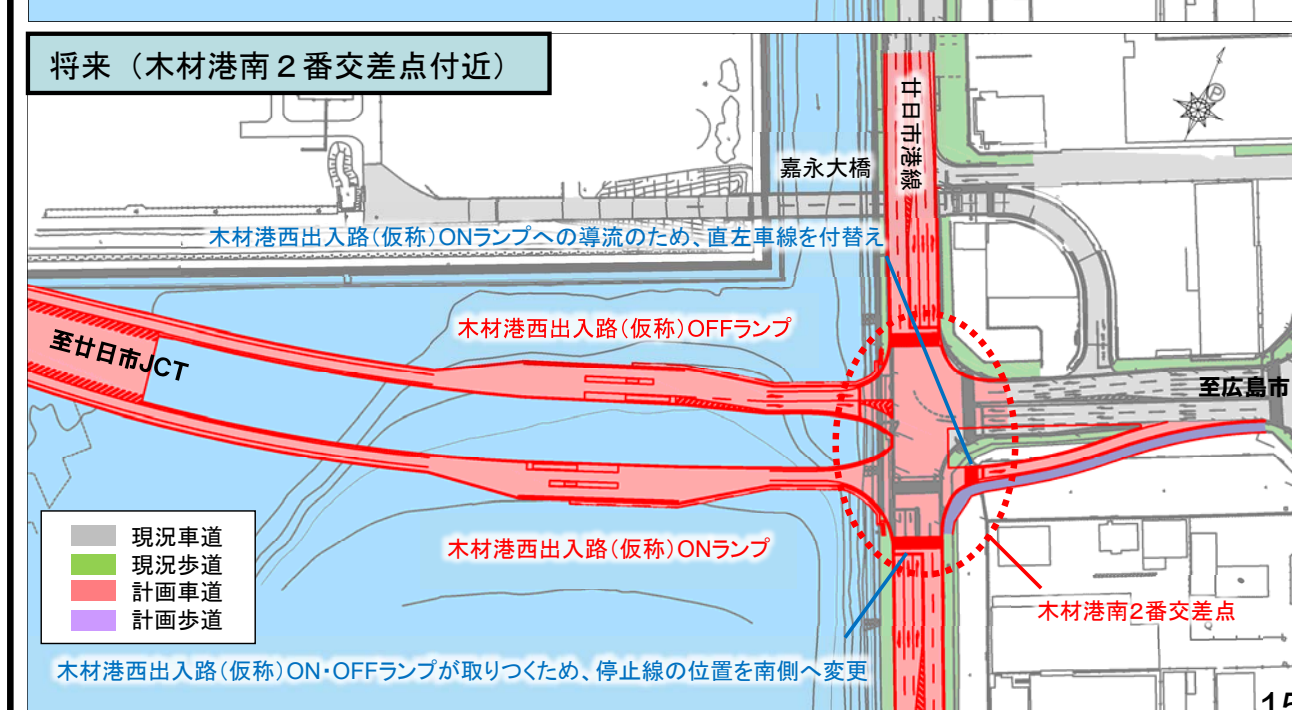
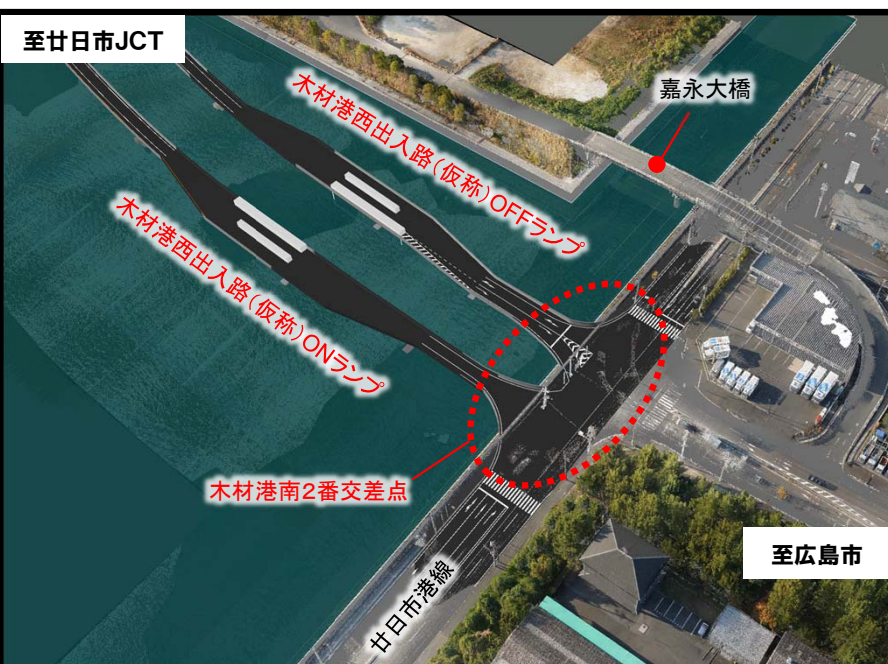
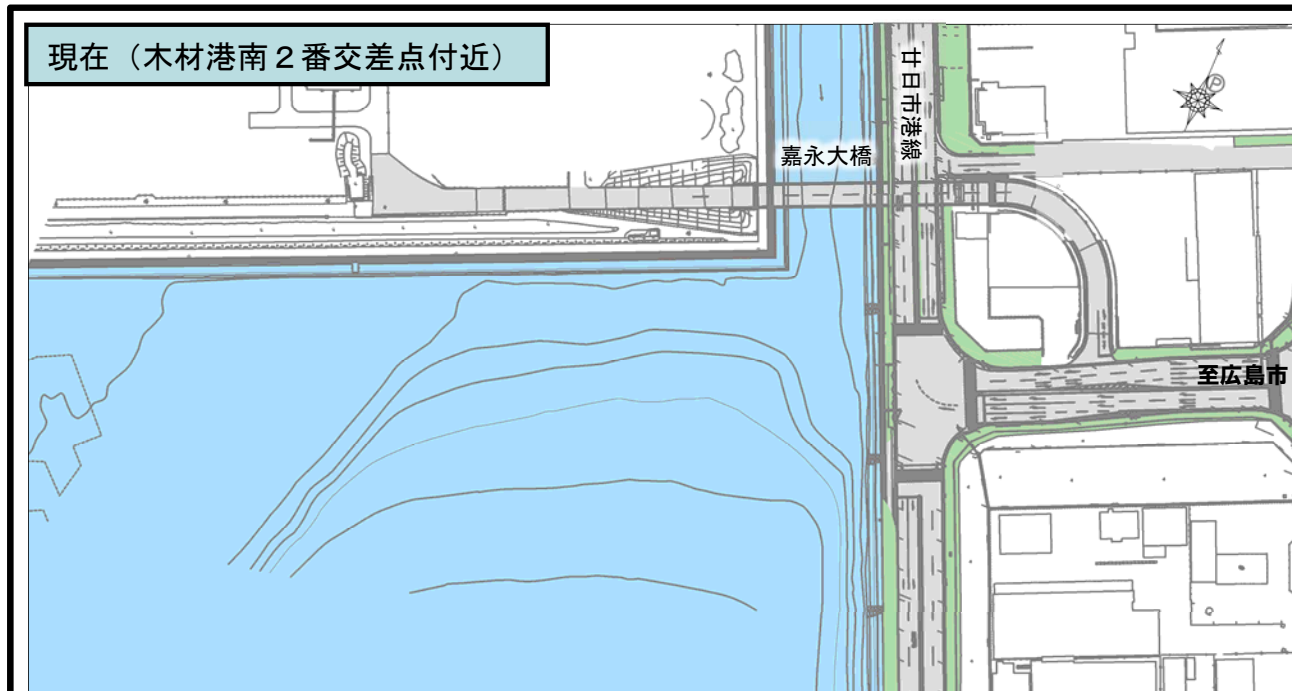
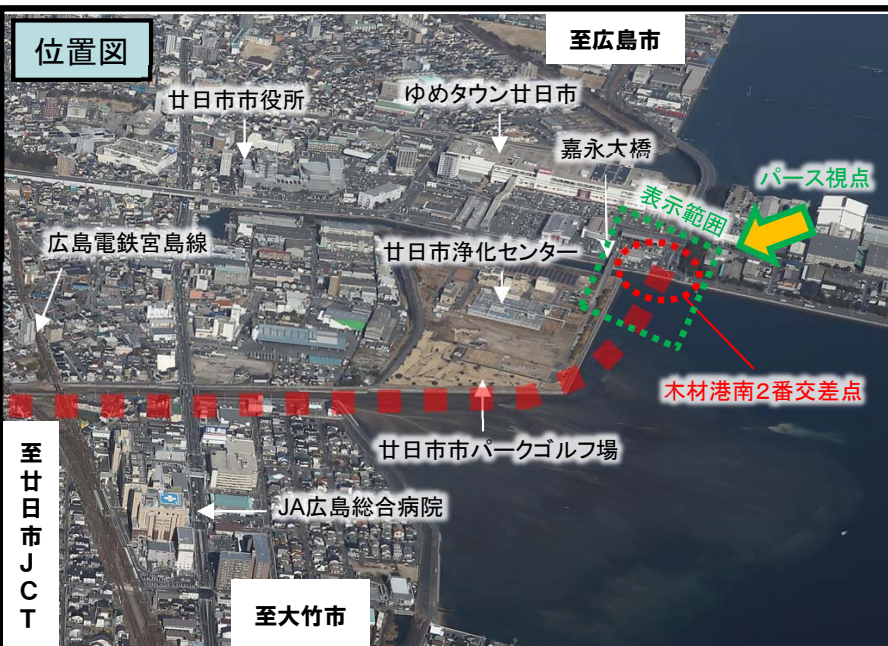
単位:m



将来 (地御前出入路(仮称)交差点付近)



2. 広島南道路(木材港西～廿日市) 構造概要



2. 広島南道路(木材港西～廿日市) 構造概要

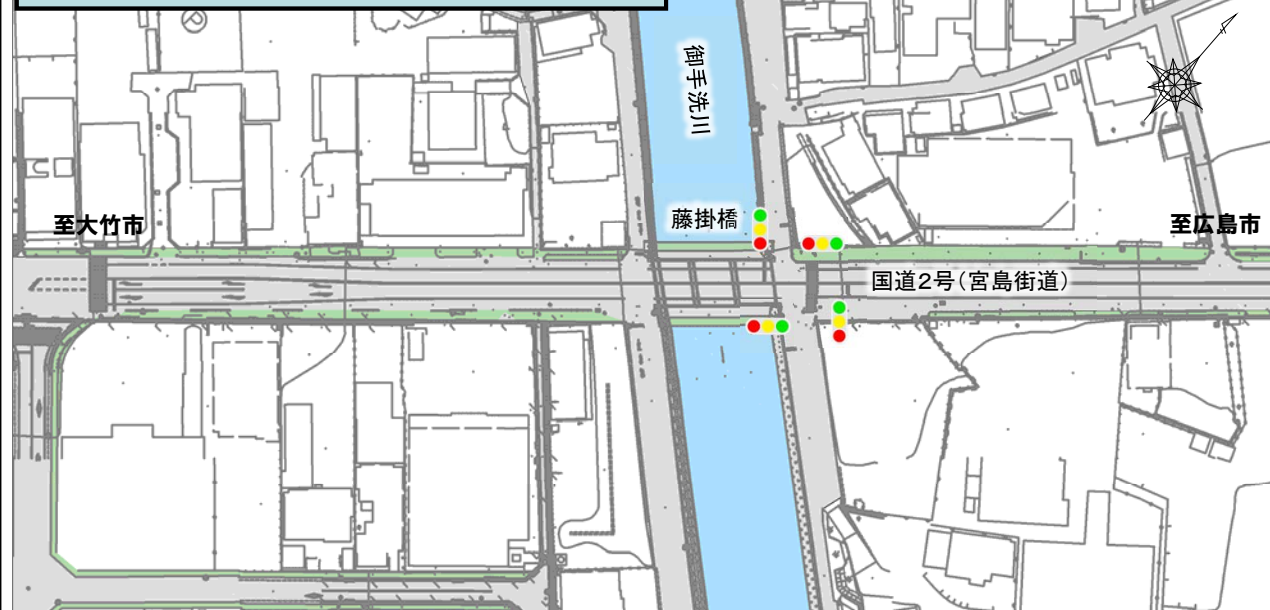
位置図

至広島市

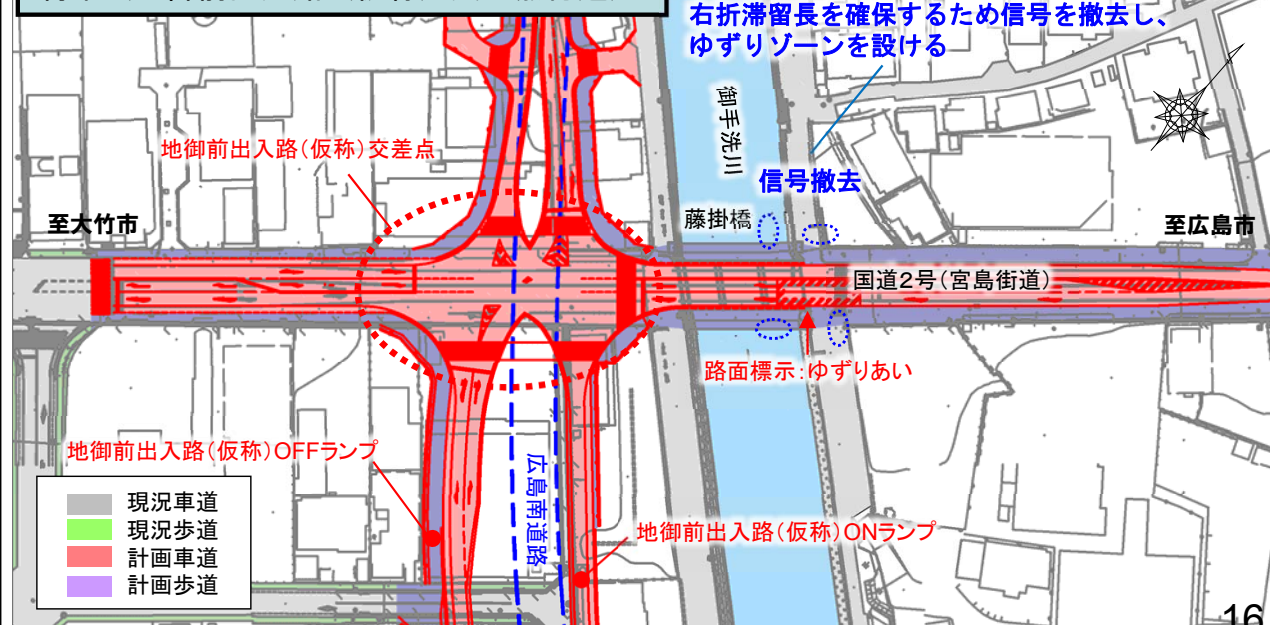
至広島市



現況（地御前出入路（仮称）交差点付近）



将来（地御前出入路（仮称）交差点付近）



2. 広島南道路(木材港西～廿日市) 構造概要

位置図

至広島市

地御前ハイツ

至広島市

表示範囲

広島岩国道路

金剛寺小学校

廿日市IC料金所

西広島バイパス

野坂中学校

パース視点

至大竹市

至広島市

広島南道路

Fランプ

Eランプ

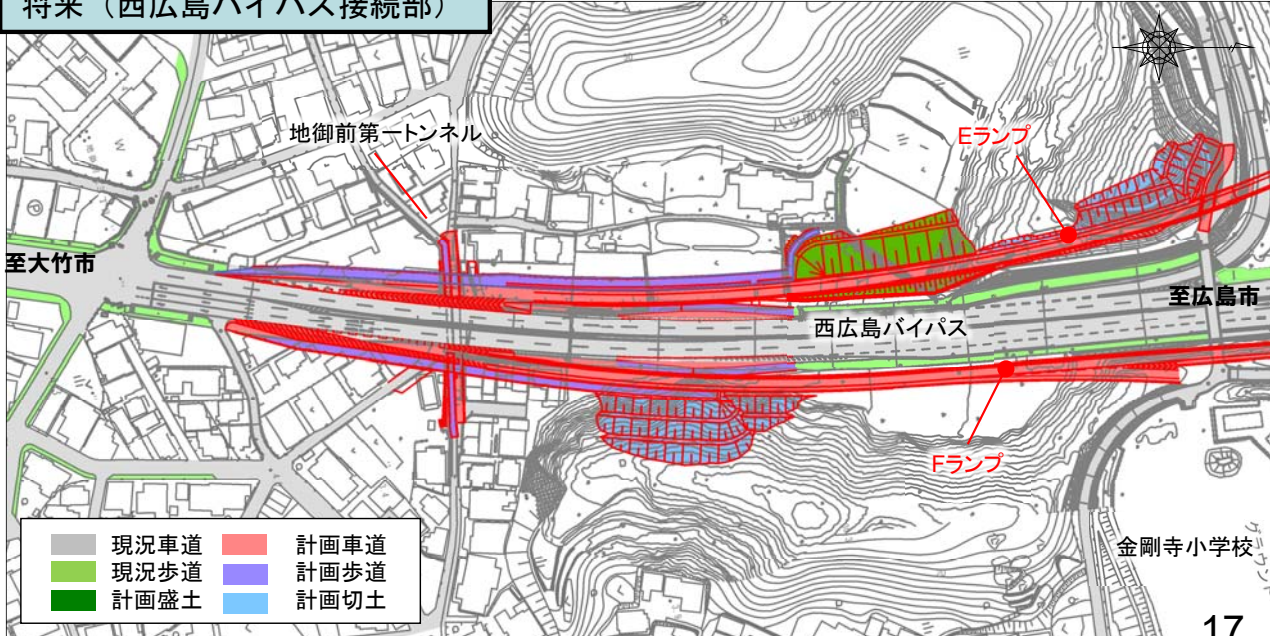
西広島バイパス

至大竹市

現在（西広島バイパス接続部）



将来（西広島バイパス接続部）



現況車道	計画車道
現況歩道	計画歩道
計画盛土	計画切土

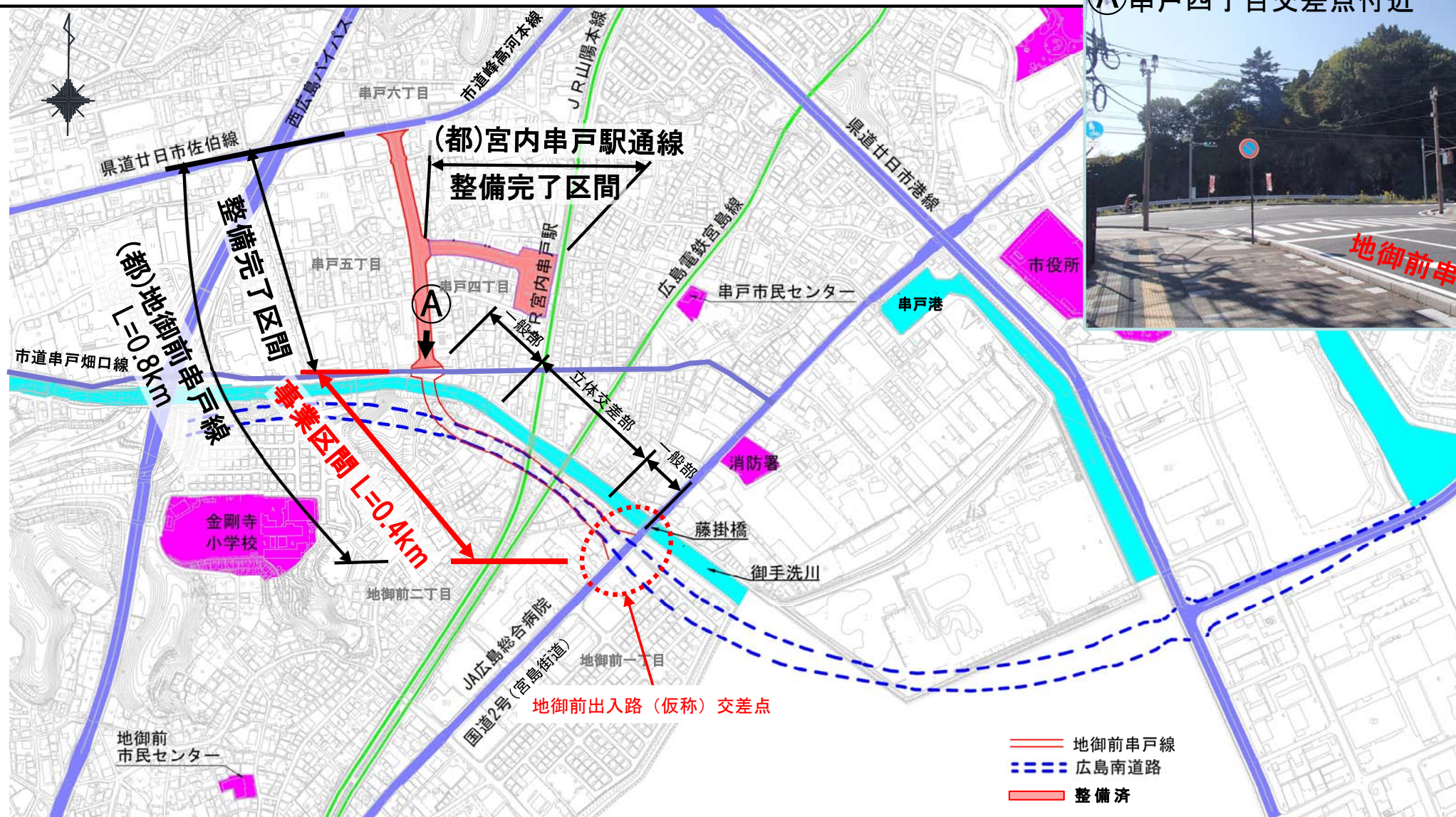
2.事業概要及び整備効果・構造概要 (都市計画道路地御前串戸線)

廿日市市

2. 都市計画道路地御前串戸線 事業概要

じごぜんくしどせん

- 地御前串戸線は、地御前一丁目（国道2号）から串戸五丁目（串戸六丁目5番交差点）へ至る延長約800mの都市計画道路です。
- その内、今回の事業は未完成区間である地御前一丁目（国道2号）から串戸四丁目（串戸四丁目交差点）を結ぶ延長400mを整備します。
- 本路線を整備することにより、甘日市市内における機能的な幹線道路ネットワークの形成や、広島南道路へのICアクセス性の向上を図ります。



2. 都市計画道路地御前串戸線 事業概要

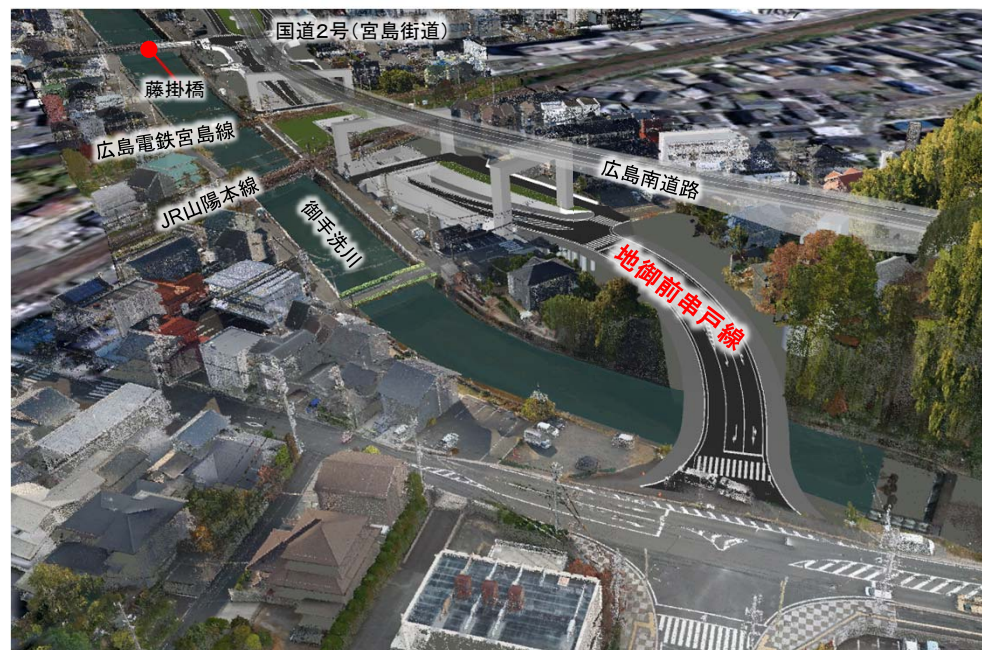
- ・ 今回の事業を行う未完成区間【延長400m】は、大部分が広島南道路の高架下を通る道路となります。
- ・ 地御前串戸線は、車道が片側1車線の2車線で、歩道は両側歩道の道路となります。

■ 参考図

地御前出入路（仮称）交差点から終点側を望む



終点側から地御前出入路（仮称）交差点を望む

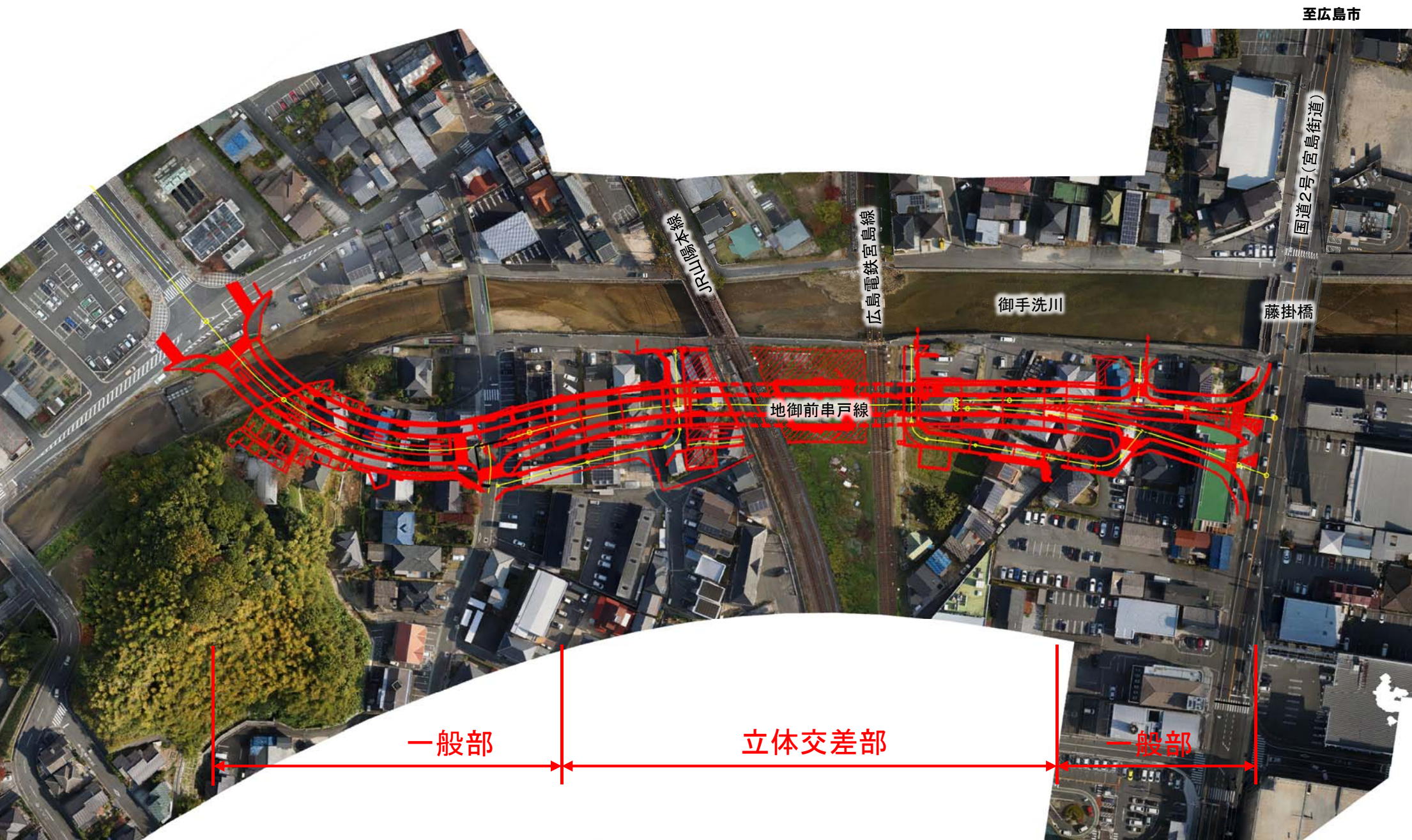


2. 都市計画道路地御前串戸線 事業の整備効果

- ・ 広島南道路及び国道2号（宮島街道）への円滑な連絡の強化が図られます。
- ・ 鉄道（JR・広島電鉄）との交差部については、線路下を立体交差で整備することにより、踏切を通らないため、地域内交通の円滑化、災害時や緊急時の救急活動等の迅速な対応が期待されます。
- ・ JR宮内串戸駅周辺道路との接続により、交通結節点である駅へのアクセスの改善・ターミナル機能の強化が図られます。
- ・ 道路の両側に広い歩道を設置することにより、安全な歩行空間を確保することができます。

2. 都市計画道路地御前串戸線

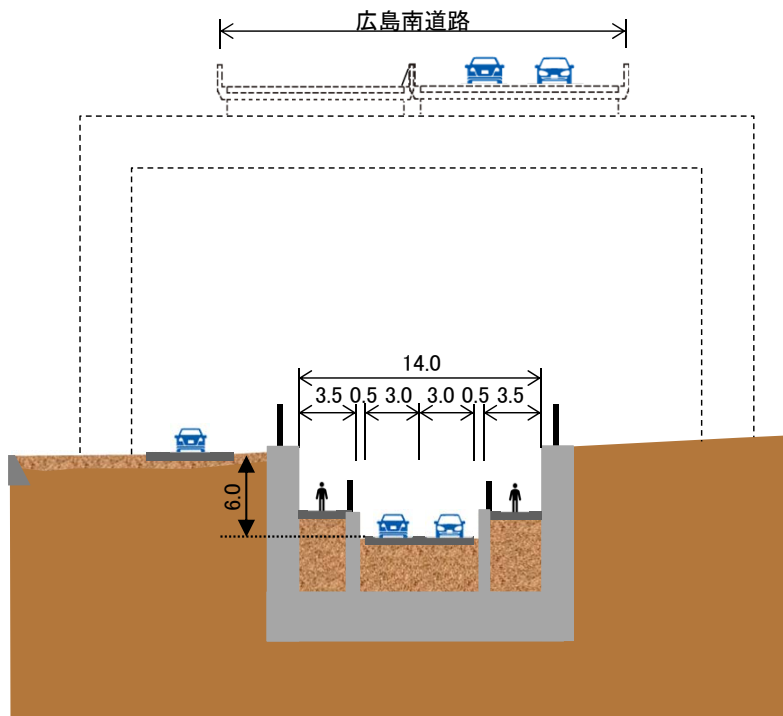
航空写真



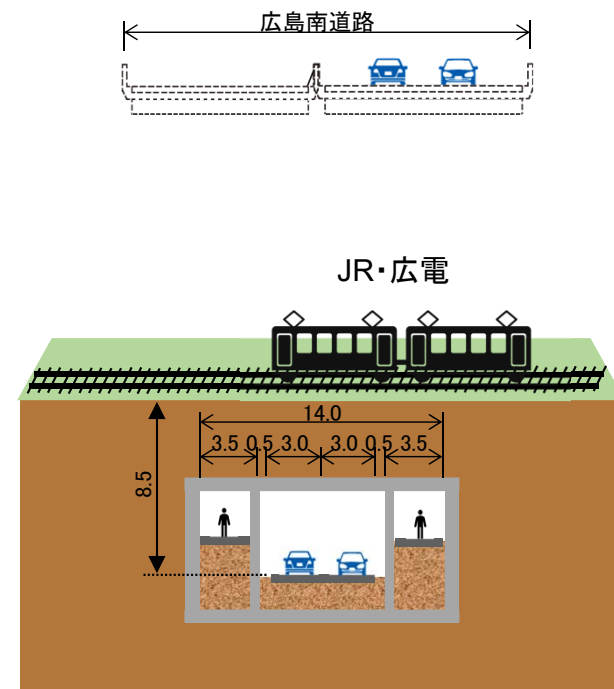
2. 都市計画道路地御前串戸線 構造概要

単位:m

(1) 一般部



(2) 一般(鉄道交差)部

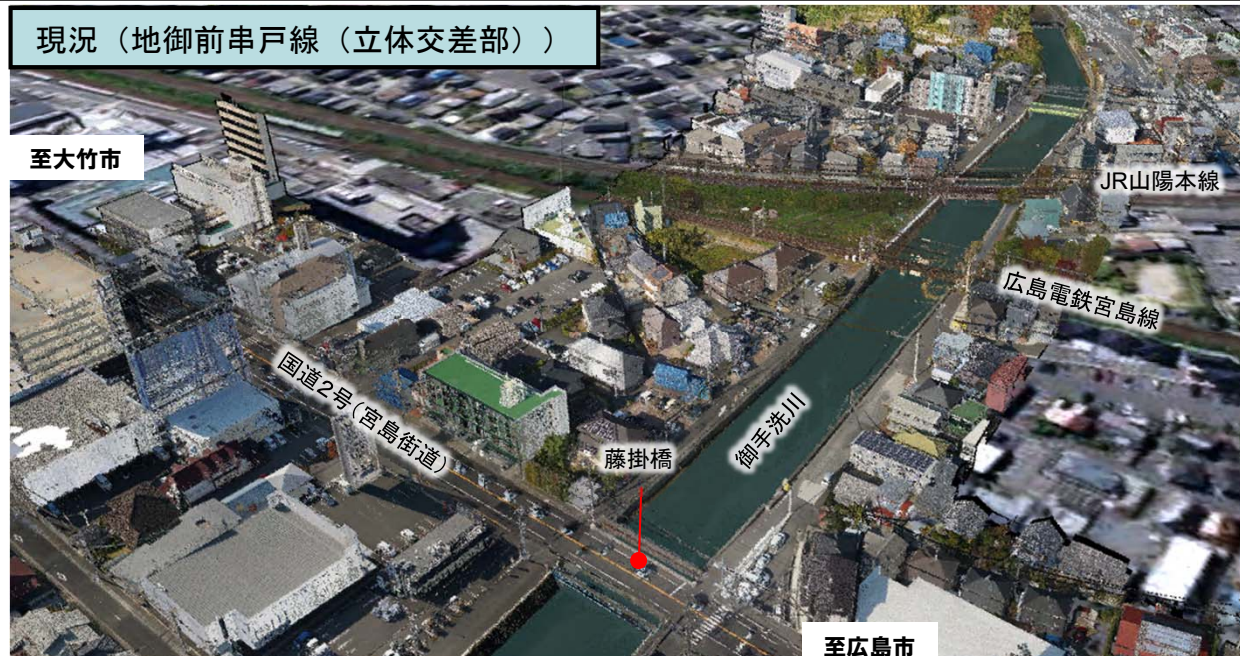


2. 都市計画道路地御前串戸線 構造概要

位置図

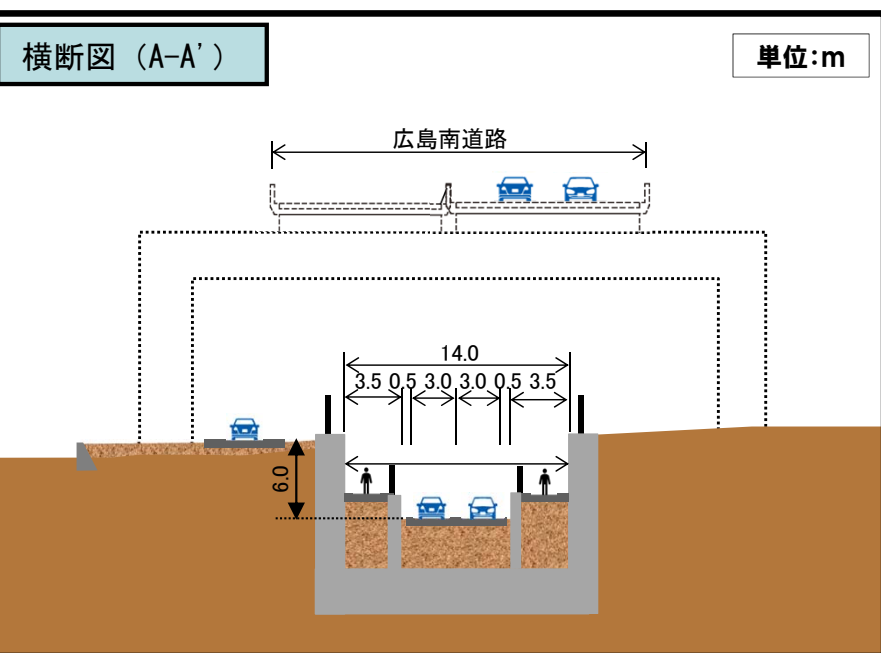


現況 (地御前串戸線 (立体交差部))

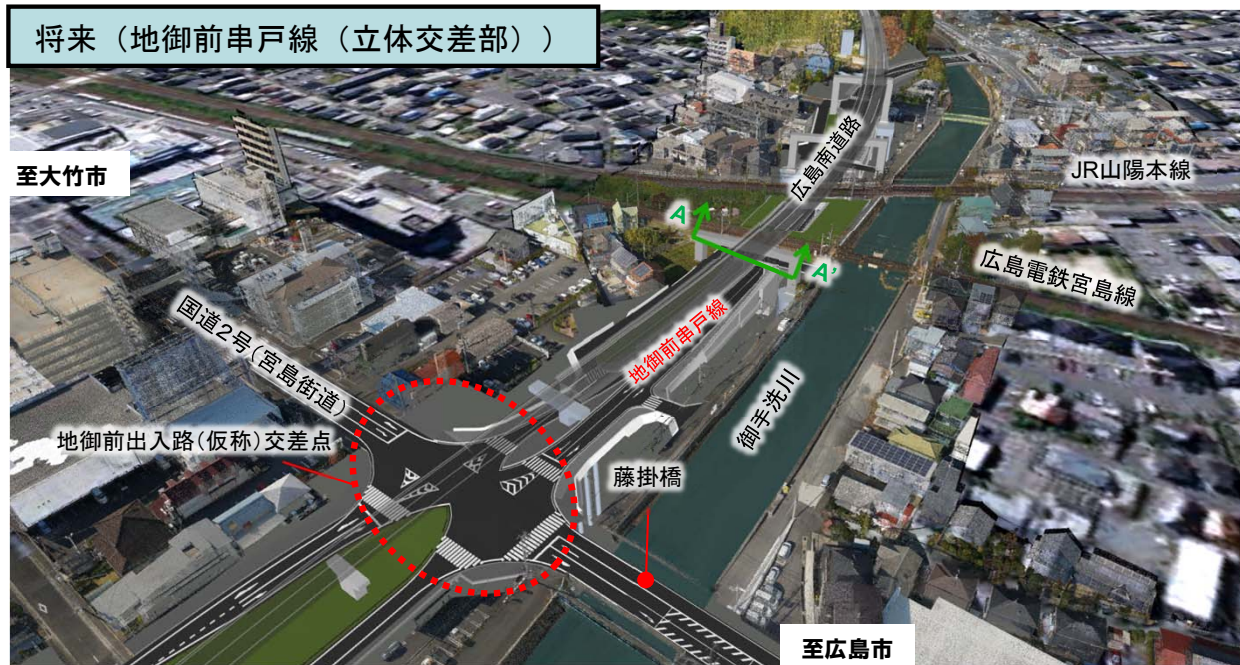


横断図 (A-A')

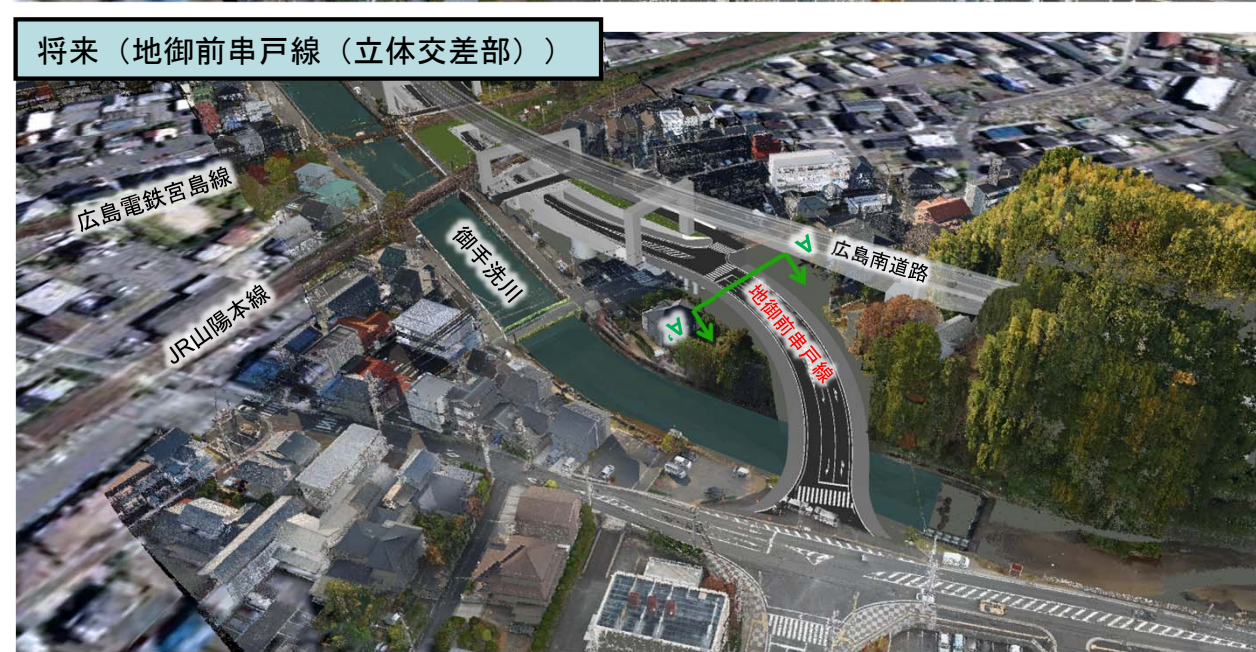
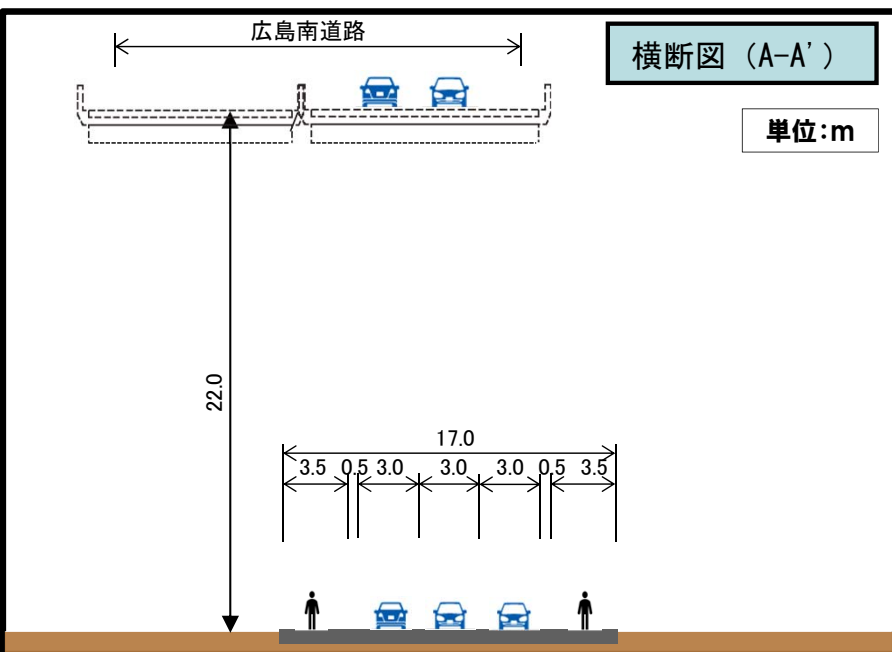
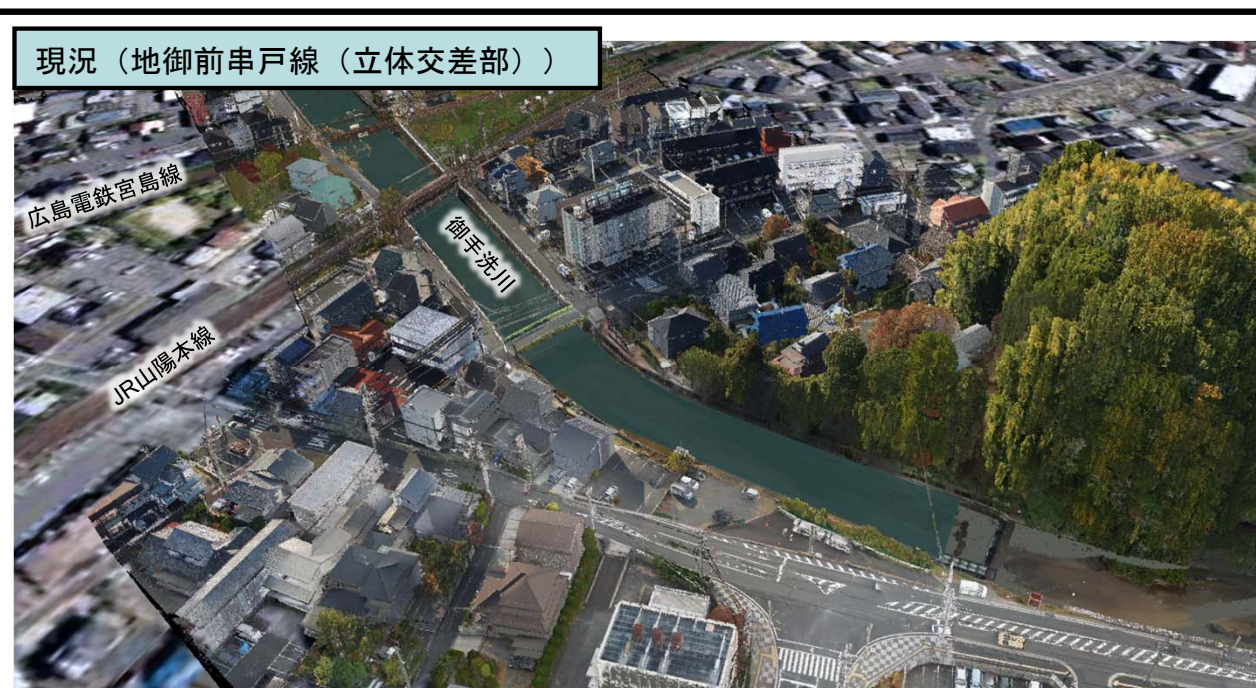
単位:m



将来 (地御前串戸線 (立体交差部))



2. 都市計画道路地御前串戸線 構造概要



3.機能復旧

国土交通省 広島国道事務所
廿日市市

3. 機能復旧

広島南道路及び地御前串戸線を整備する際に、現状、利用が可能であった機能が失われた場合に、同等の機能（車道・歩道・水路等）を復旧します。
但し、廃止する箇所（藤掛橋東詰交差点、JR・広島電鉄の踏切、市道）も一部ございます。

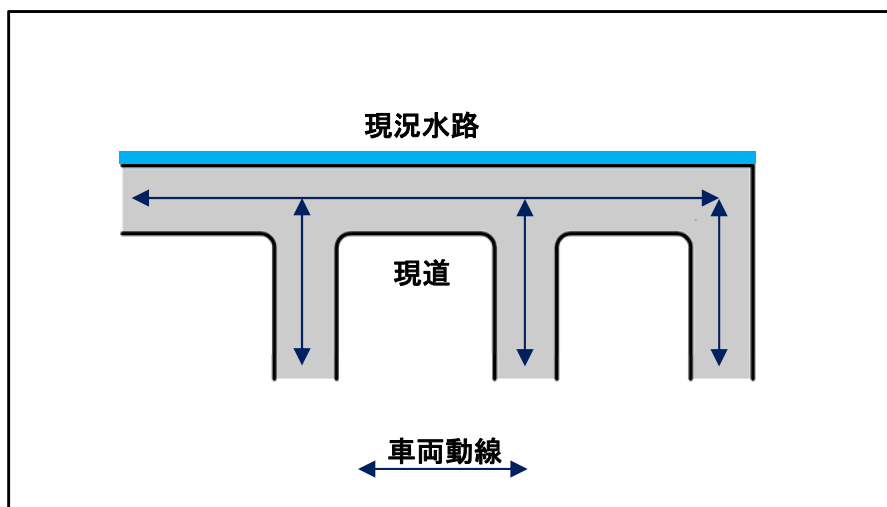
機能復旧の設計の考え方

■市道

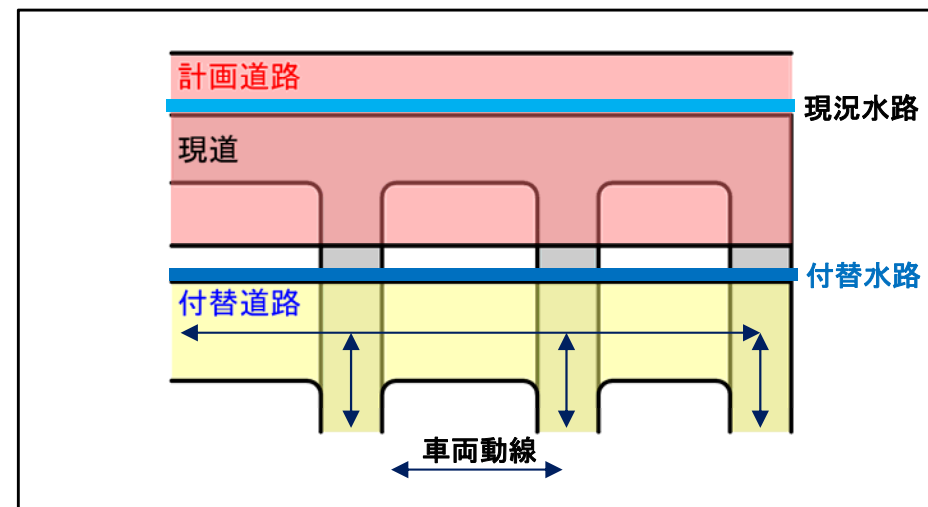
現況の市道（車道・歩道）・その他の道路（車道、歩道）は、現況幅員相当で復旧
現況の水路は、車道・歩道の機能復旧に合わせて現況機能相当で復旧

具体例（概念図）

現況



将来



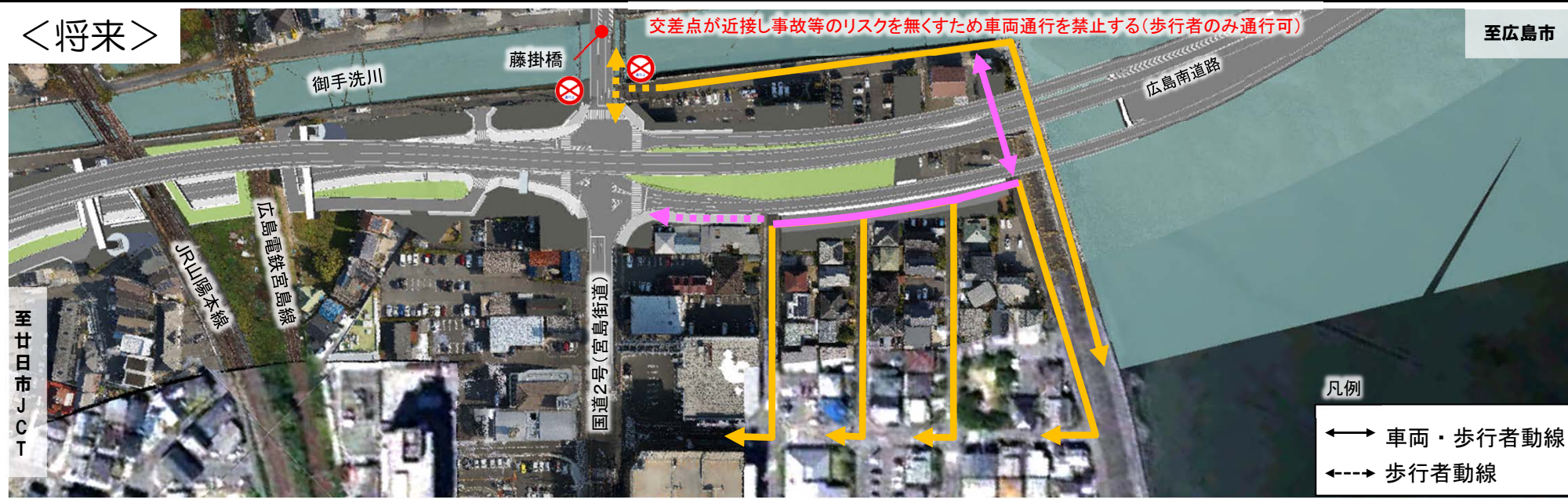
赤の計画道路により現道が通行できなくなるため、
黄の付替道路を整備
黄の付替道路に合わせて青の付替水路を整備

3. 機能復旧 ～扇園～

<現況>

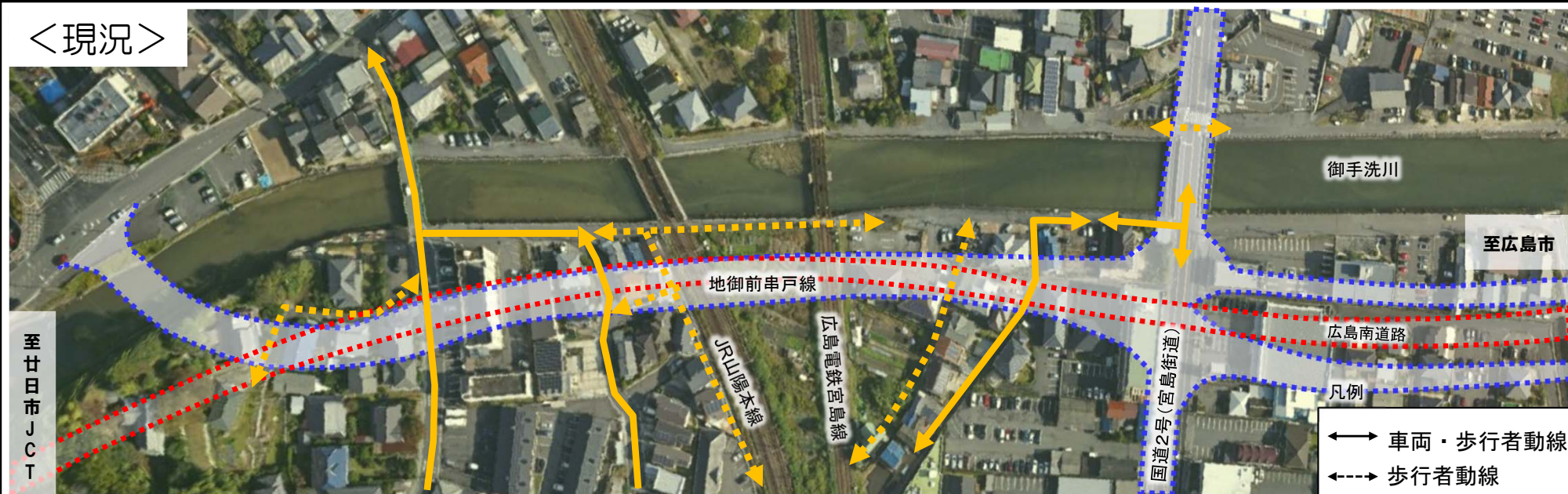


<将来>

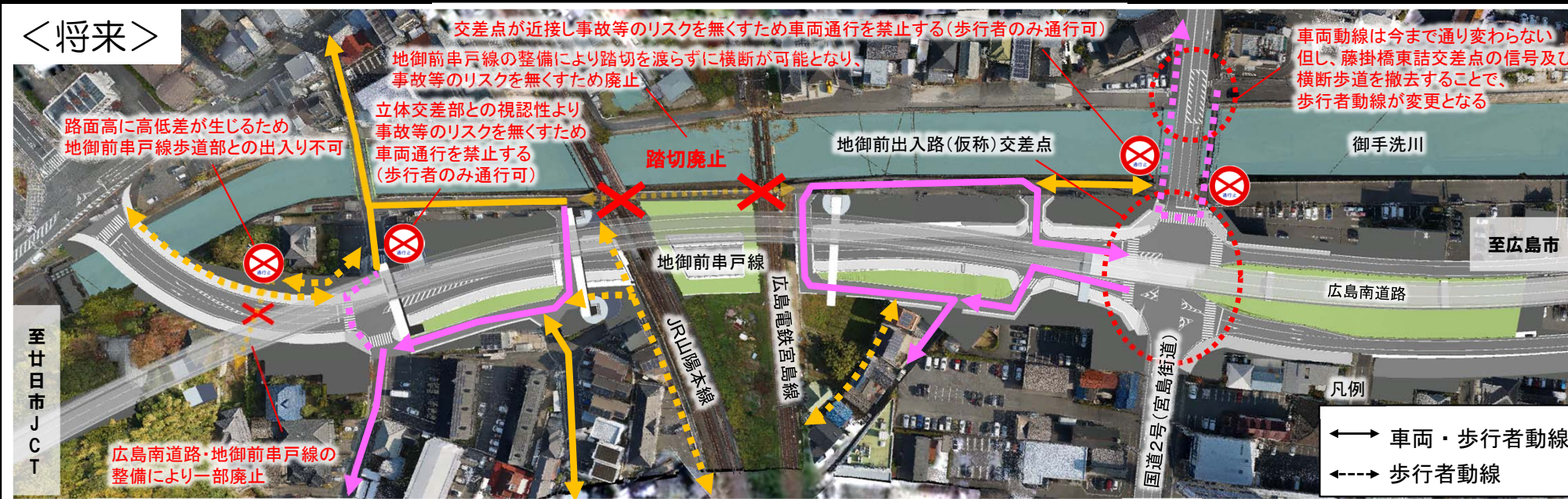


3. 機能復旧 ～金剛寺東～

<現況>



<将来>



3. 機能復旧 ～地御前ハイツ～



3. 機能復旧 ～地御前ハイツ～

<現況>

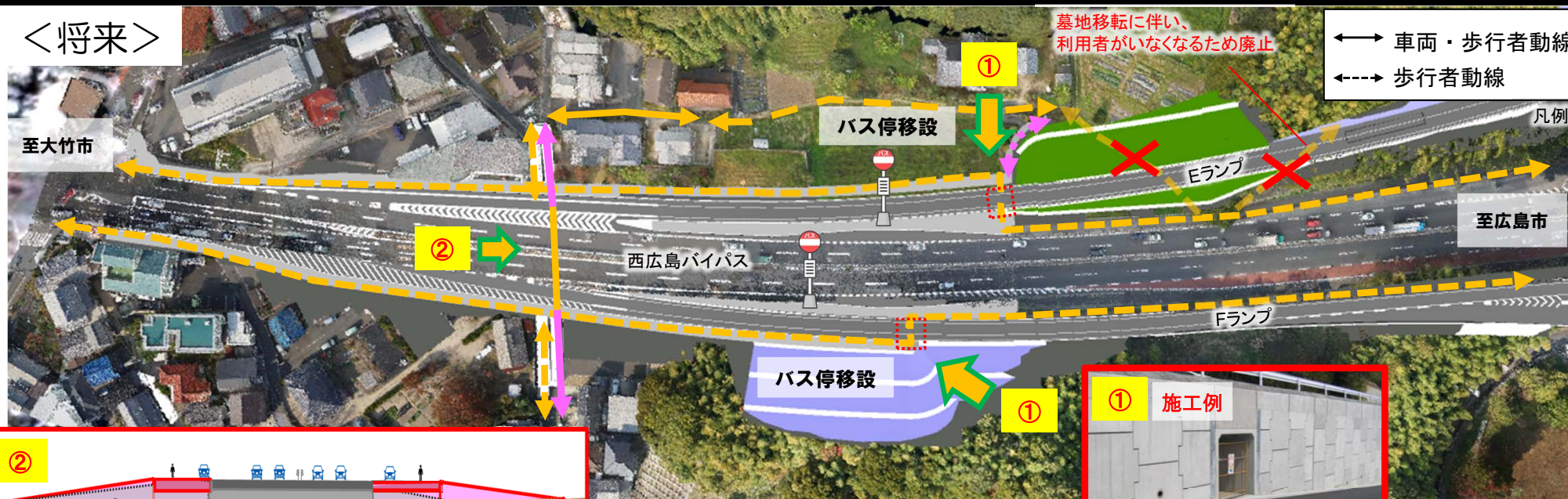
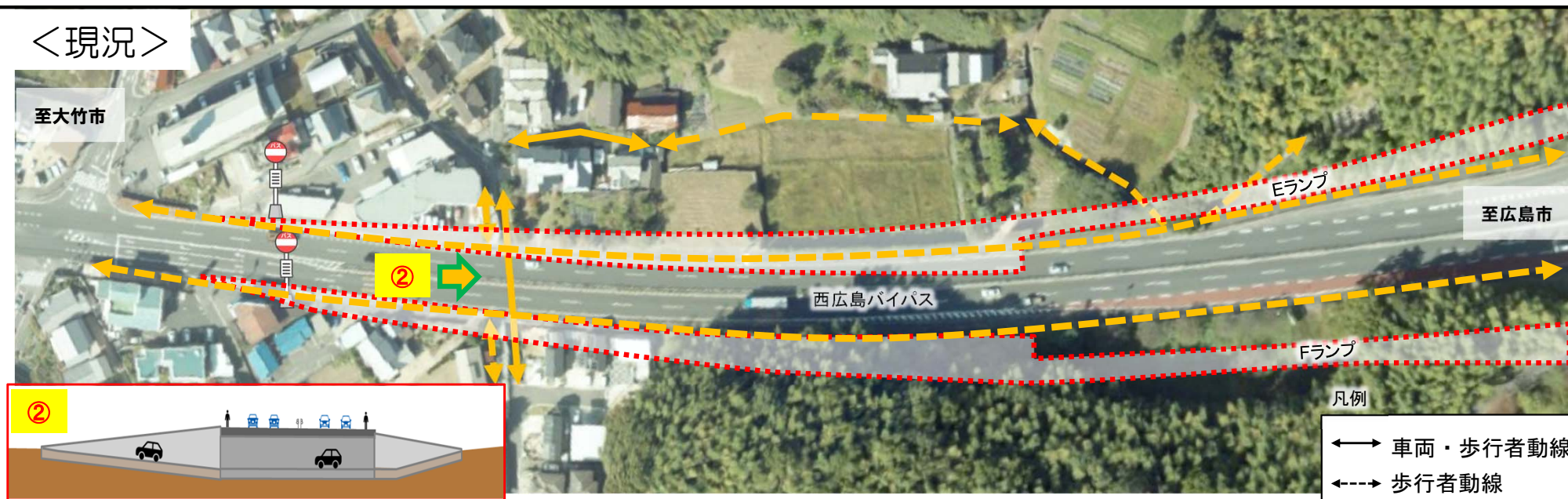


<将来>



3. 機能復旧 ～砂畠・野坂・後町～

<現況>



4.用地幅杭

国土交通省 広島国道事務所
廿日市市

4. 用地幅杭

(1) 幅杭とは

- ・幅杭は、道路に必要となる範囲を示す杭(黄杭)です。
- ・確認を頂いた設計を基に、現地に幅杭を打設します。
- ・幅杭は20.0m間隔で設置します。(横断測量実施位置)
※但し、曲線部や擁壁等の折れ点がある場合は、20.0mよりも短い間隔で設置することがあります。
- ・家屋等の建物や駐車場等、設置場所によっては設置方法が異なります。

<幅杭設置例>

地面(土)の場合



(木杭)

地面(砂利、駐車場等)の場合



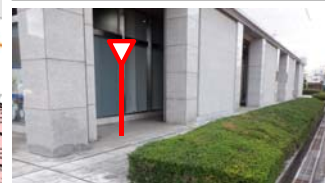
(金属釘)

駐車場等(アスファルト)の場合



(金属釘またはペイント)

たたき等(コンクリート)の場合



(刻印またはペイント)

家屋等がある場合



歩道上には控え杭が設置されます

4. 用地幅杭

(2) 幅杭の設置位置と余裕幅

- ・用地幅杭は、構造必要幅に施工余裕や地形・地質状況を考慮し、余裕幅を持たせて決定します。
- ・余裕幅は地形条件や道路構造により決定しています。

道路構造	山地部	平地部	備考
切土部	切土高 5.0m未満 ⇒余裕幅 1.5m 5.0m以上10.0m未満 ⇒余裕幅 2.0m 10.0m以上20.0m未満 ⇒余裕幅 4.0m 20.0m以上 ⇒余裕幅 5.0m		
盛土部	盛土高 5.0m未満 ⇒余裕幅 1.0m 5.0m以上10.0m未満 ⇒余裕幅 2.0m	余裕幅 0.5m	
橋梁部	余裕幅 1.0m	余裕幅 0.5m	
環境施設帯	10.0m		車道端より

4. 用地幅杭

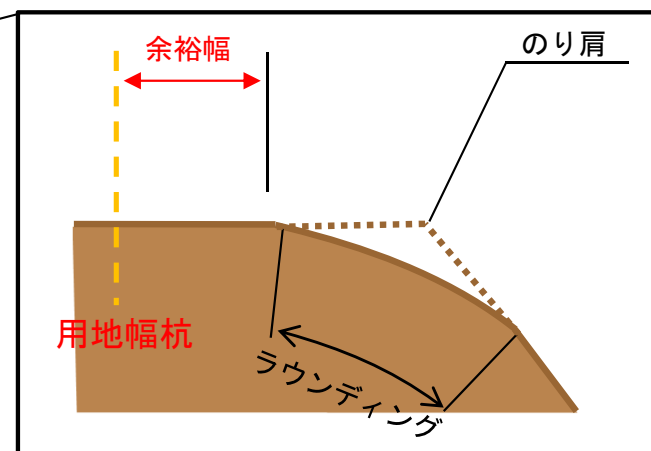
(3) 切土部の幅杭

※ラウンディング：地山が不安定で崩壊しやすい切土法面の法肩や両端部の角に丸みを与える作業のこと

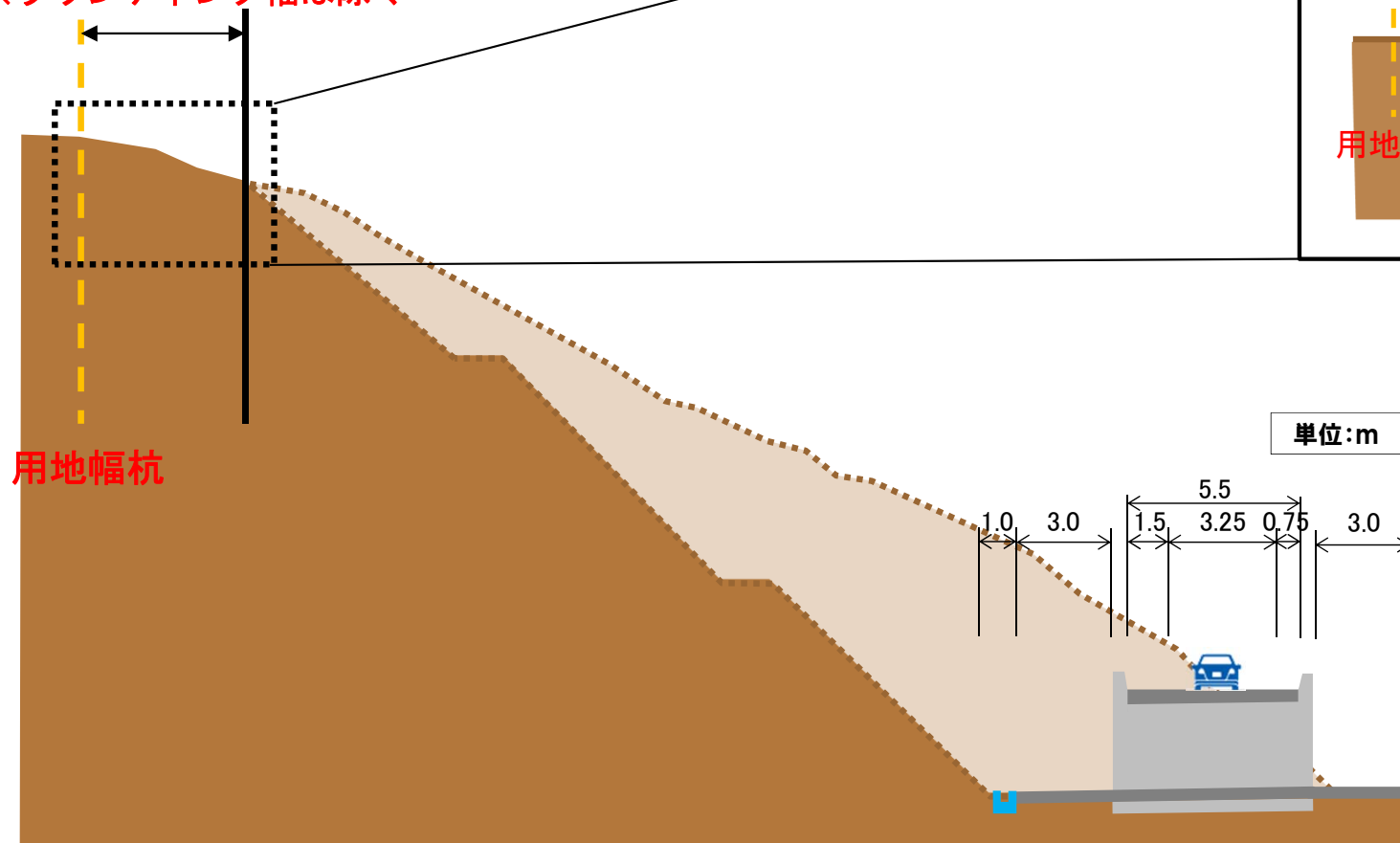
・山地部の余裕幅

- 切土高さ5.0m未満は余裕幅1.5m
- 切土高さ5.0m以上10.0m未満は余裕幅2.0m
- 切土高さ10.0m以上20.0m未満は余裕幅4.0m
- 切土高さ20.0m以上は余裕幅5.0m

【概略図】



余裕幅
※ラウンディング幅は除く



4. 用地幅杭

(4) 盛土部の幅杭

・山地部の余裕幅

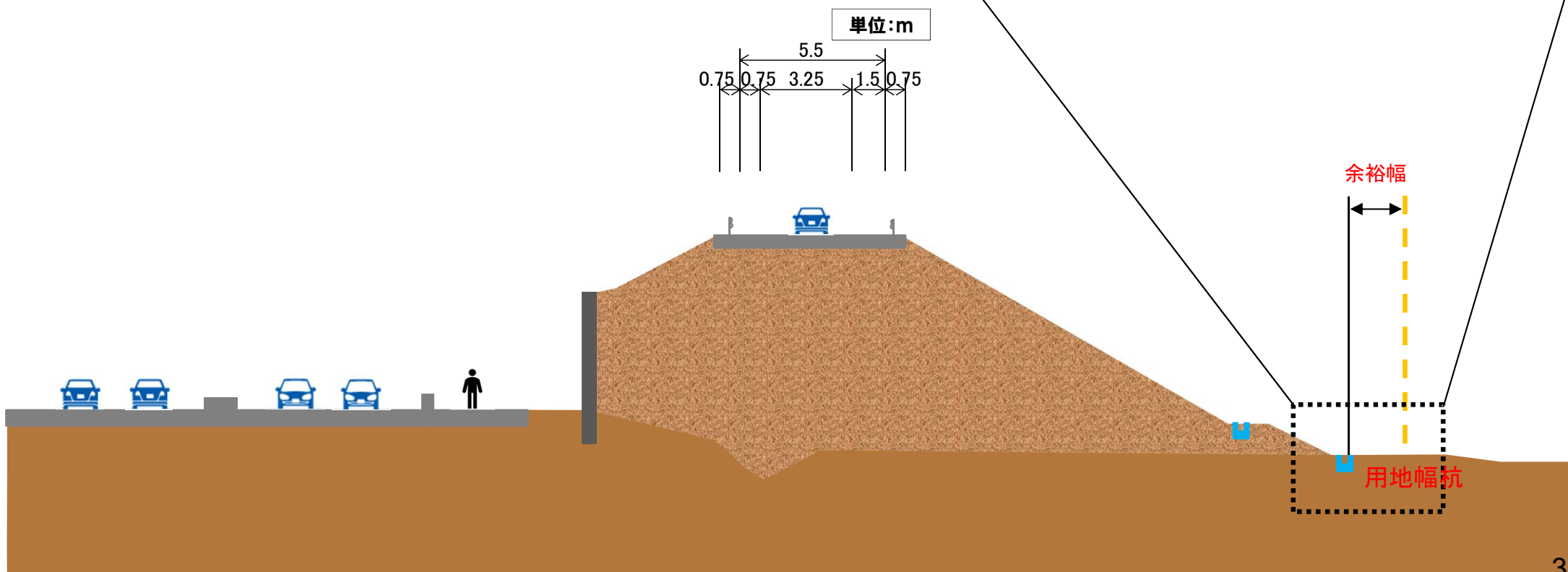
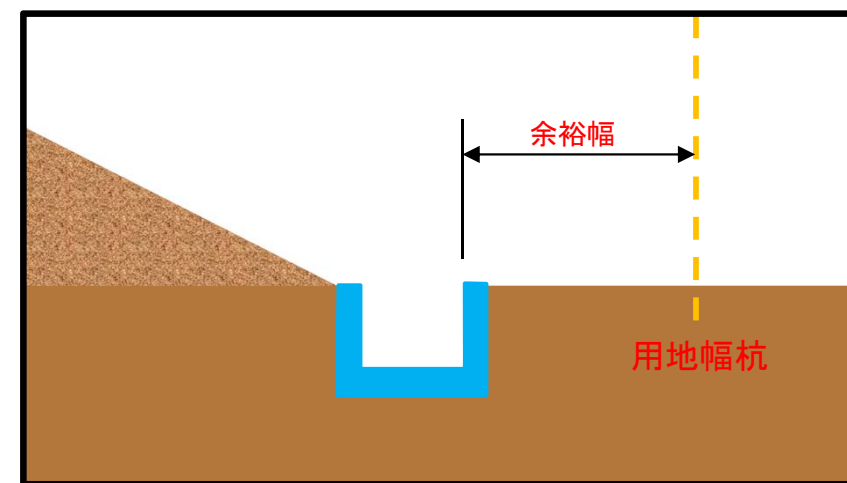
▸ 盛土高さ5.0m未満は余裕幅1.0m

▸ 盛土高さ5.0m以上10.0m未満は余裕幅2.0m

・平地部の余裕幅

▸ 余裕幅は0.5m

【概略図】

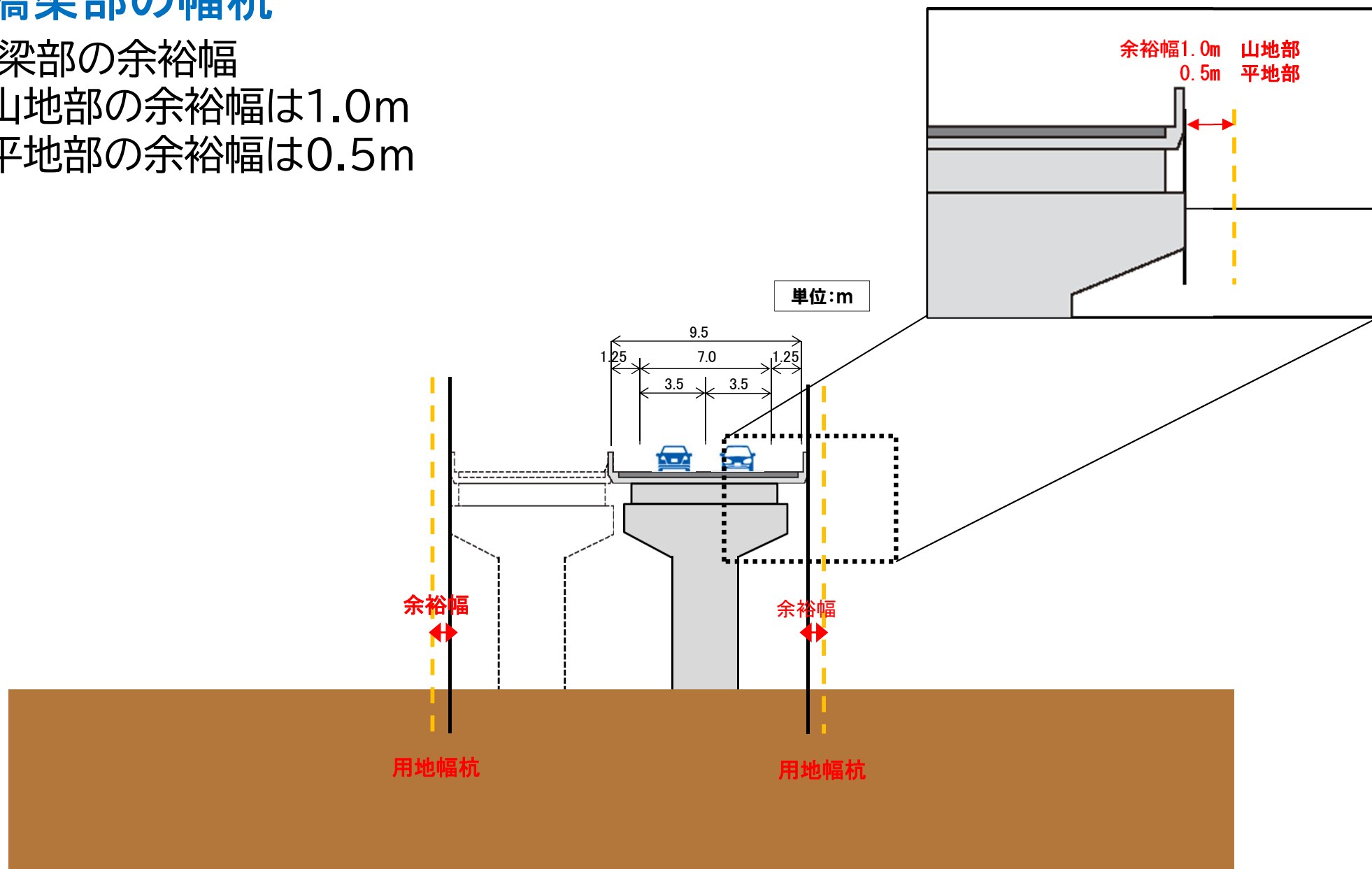


4. 用地幅杭

(5) 橋梁部の幅杭

- ・橋梁部の余裕幅
 - ▶山地部の余裕幅は1.0m
 - ▶平地部の余裕幅は0.5m

【概略図】

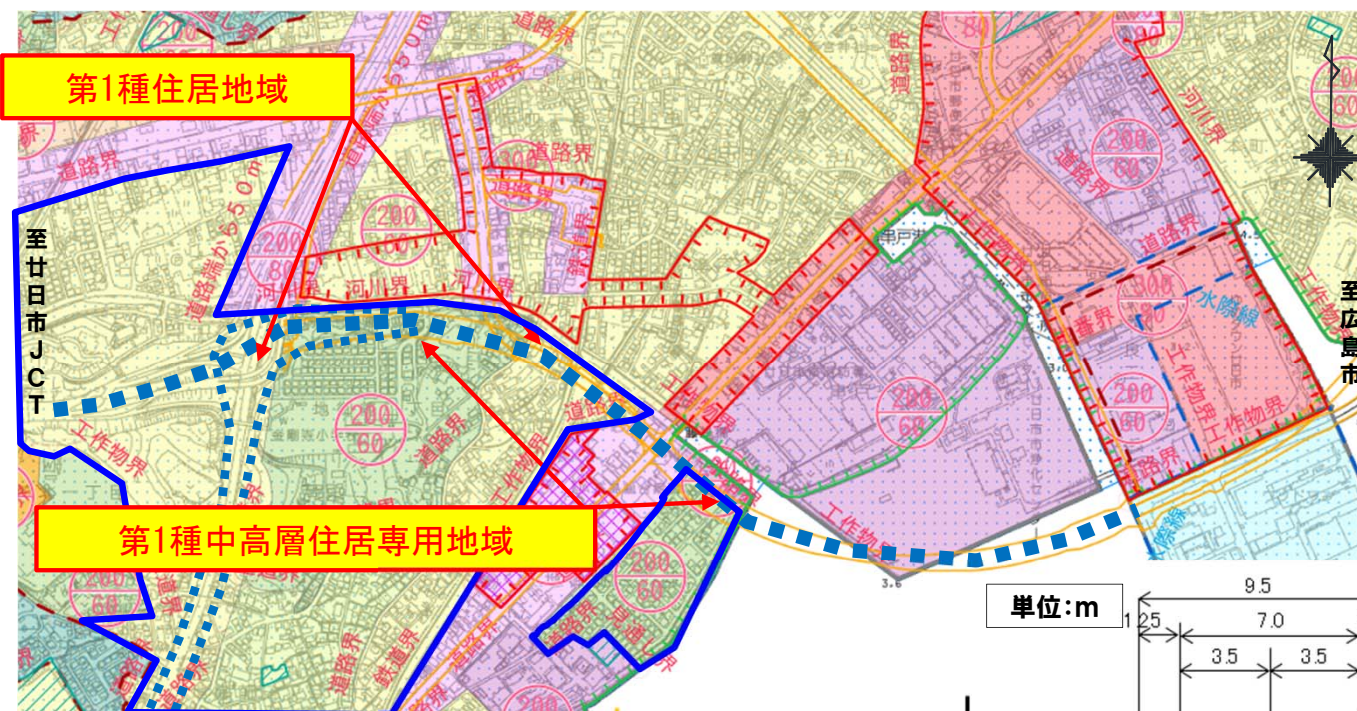


4. 用地幅杭

(6) 環境施設帯

・車道端から幅10.0mを環境施設帯として設置

環境施設帯とは、幹線道路の沿道の生活環境を保全するための道路の部分进行。



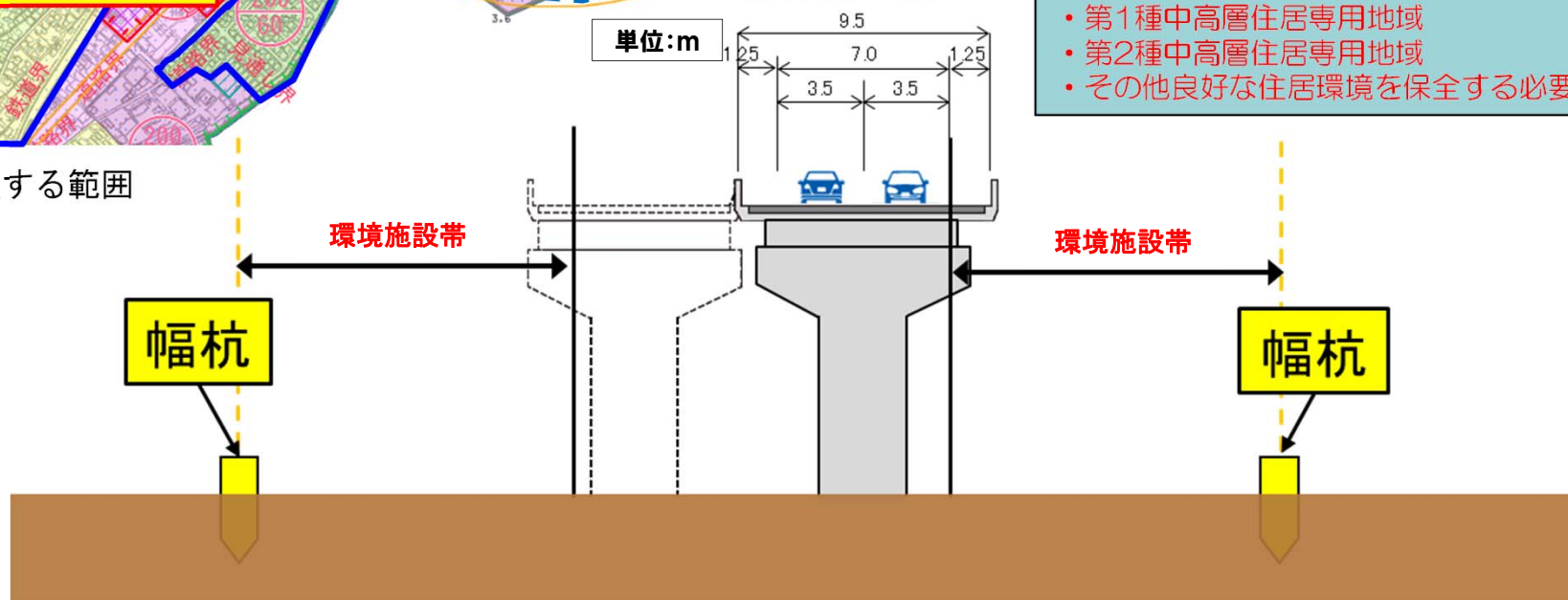
凡例

- 広島南道路
- 第1種住居地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域

【環境施設帯を設置する用途地域】

- ・第1種低層住居専用地域
- ・第2種低層住居専用地域
- ・第1種中高層住居専用地域
- ・第2種中高層住居専用地域
- ・その他良好な住居環境を保全する必要がある地域

環境施設帯を設置する範囲

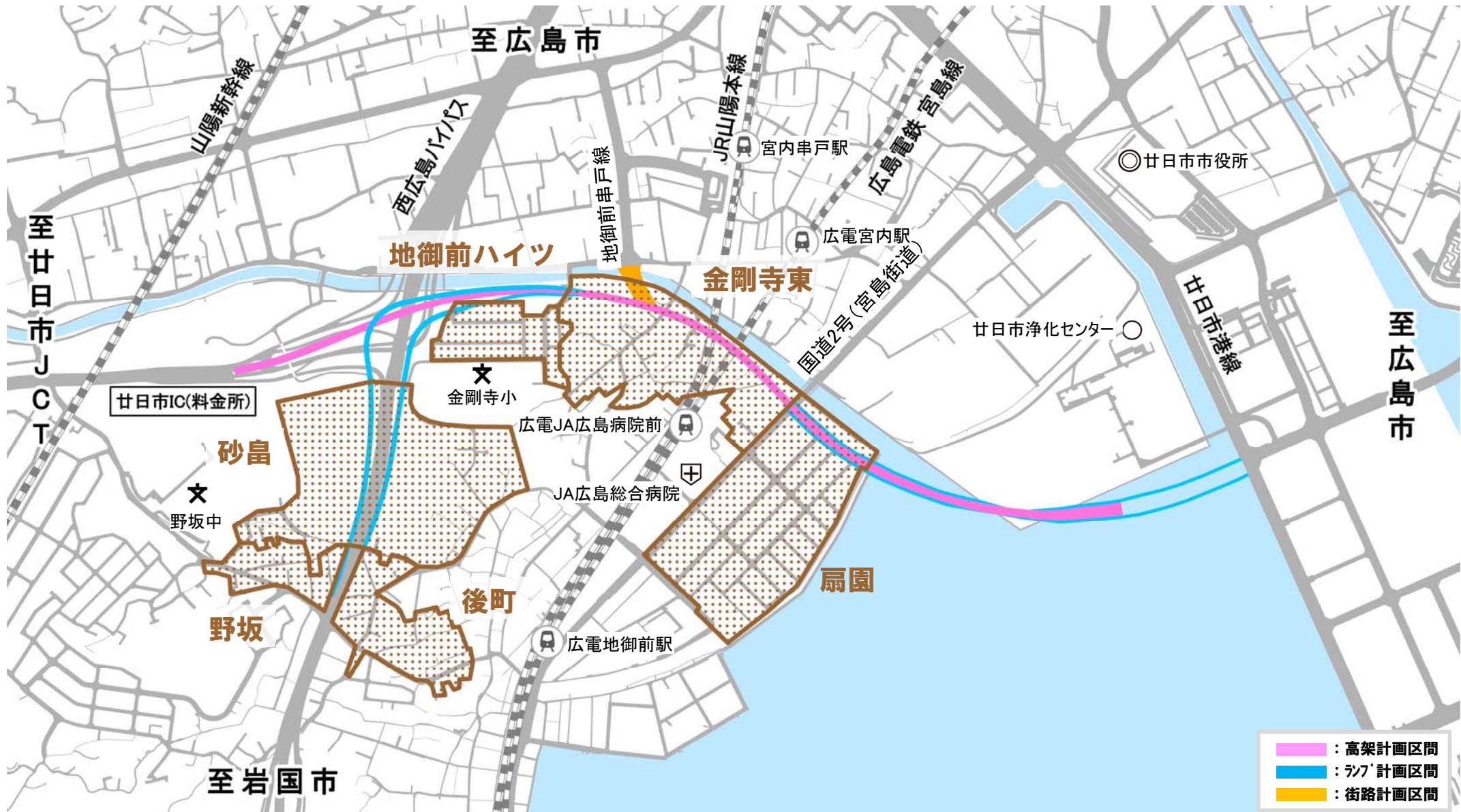


5.環境の変化

国土交通省 広島国道事務所
廿日市市

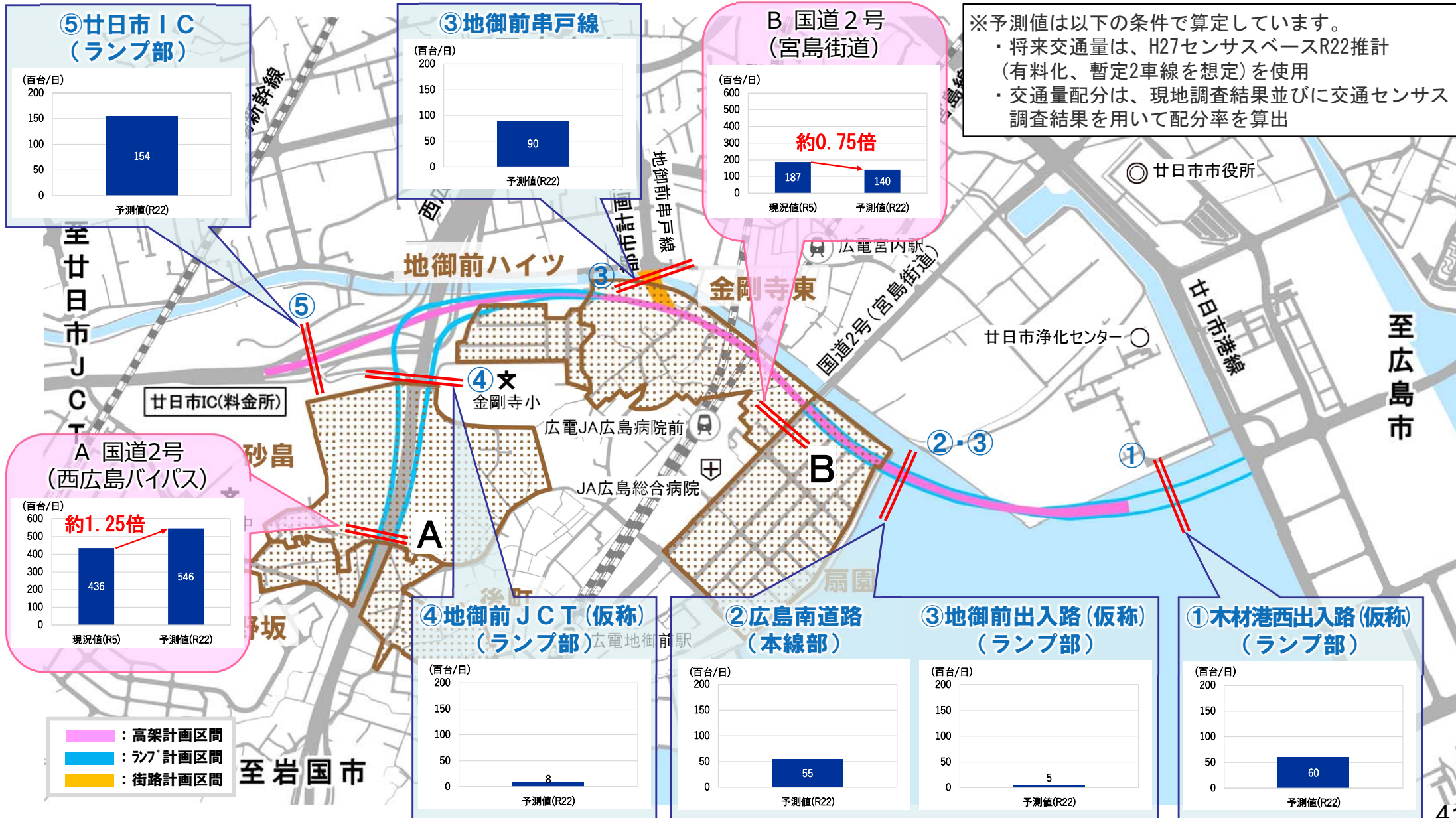
5.環境対策 ①対象地区

・環境影響予測の対象となる地区は、以下に示す6地区です。



5.環境対策 ②交通量

- ・予測される将来交通量は、A断面は現状より約1.25倍に増加します。
- ・また、B断面では現状よりも約0.75倍に減少します。



5.環境対策 ②騒音（基準値）

・騒音の基準値としては、環境基本法第16条第1項の規定に基づき定められている「騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日 環告64）」があります。同基準に示される基準値は下表のとおりです。

<環境基準抜粋>

表-1 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

注1) Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

注2) 時間区分 昼間 6:00～22:00 夜間 22:00～6:00

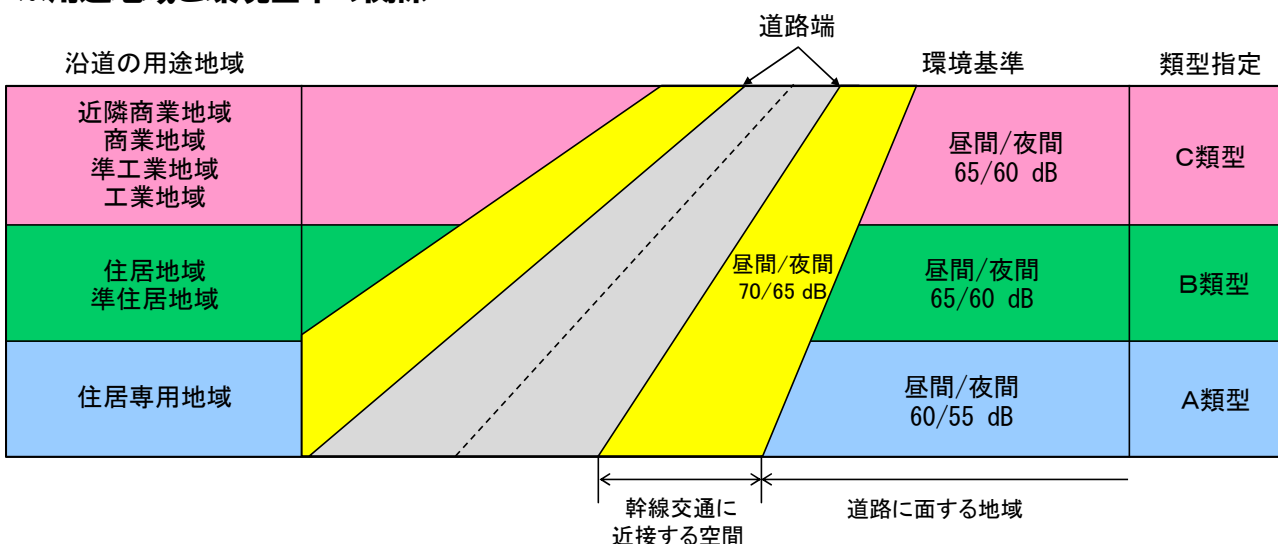
ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、左表に関わらず、特例として下表-2に示す基準値とする。

表-2 騒音に係る環境基準
（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼 間	夜 間
70dB以下	65dB以下

注1) 時間区分 昼間 6:00～22:00 夜間 22:00～6:00

※用途地域と環境基準の関係



幹線交通を担う道路とは？

→高速自動車国道、一般国道、都道府県道、
4車線以上の市町村道

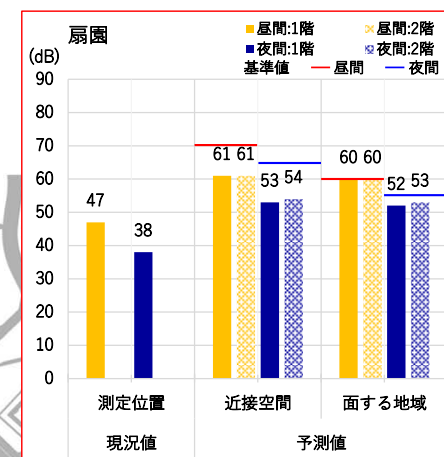
幹線交通を担う道路に近接する空間とは？

→2車線以下の道路の場合、道路端から15m
2車線を越える道路の場合、道路端から20m

道路に面する地域とは？

→道路交通騒音が支配的な音源である地域
なお、「道路から〇m」という決まりはない。

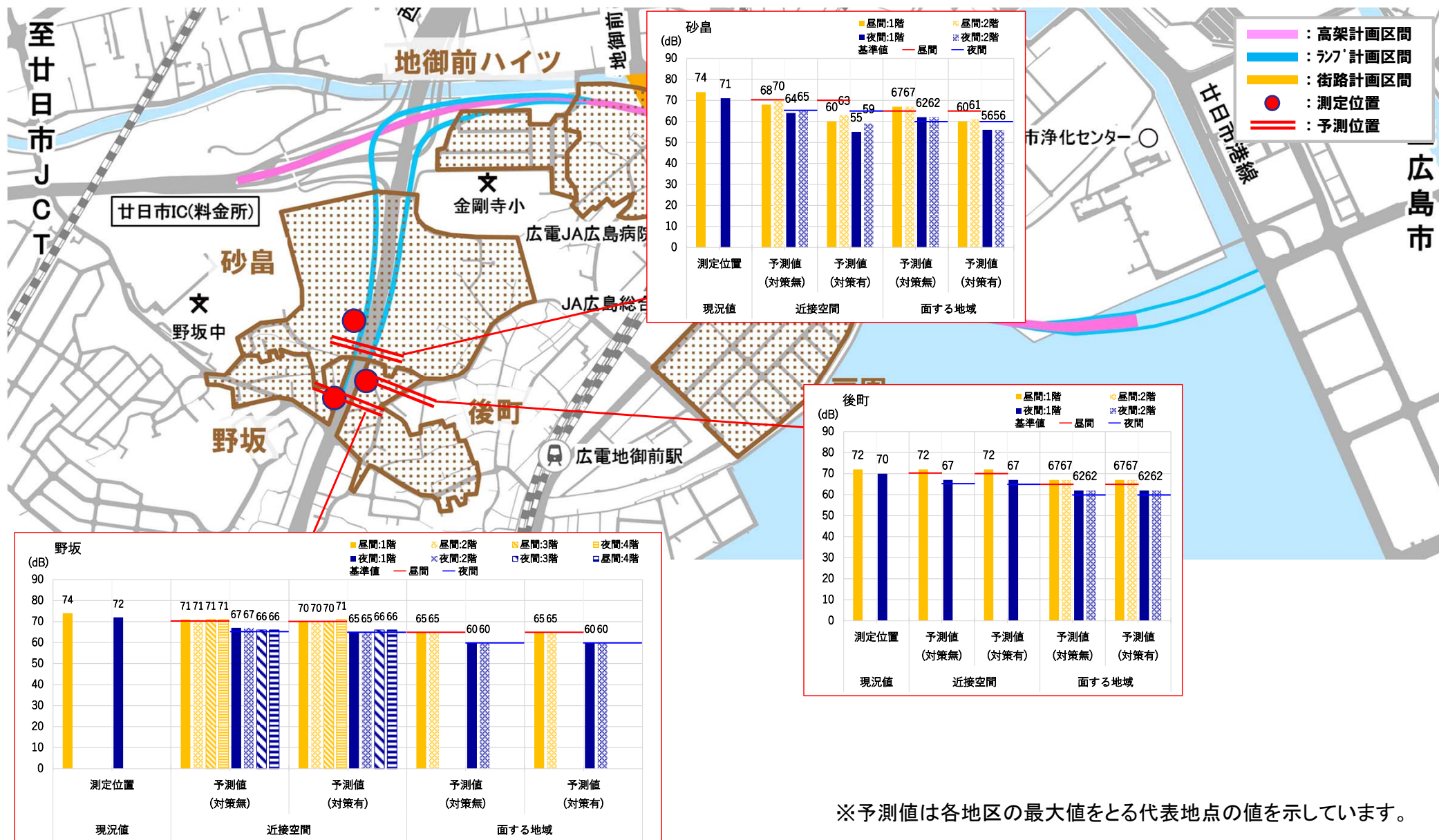
廿日市市
 ～市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり～



※予測値は各地区の最大値をとる代表地点の値を示しています。

5.環境対策 ③騒音（予測結果②）

- ・砂畠は対策なしでは環境基準を上回りますが、対策（次頁に記載）することで下回ります。
- ・野坂、後町では、対策（次頁に記載）有りで、現況値を下回る結果となります。



5.環境対策 ③騒音（遮音壁による対策）

・本線部とランプ部について、環境基準を上回る箇所は下記の環境対策を実施します。

本線部イメージ

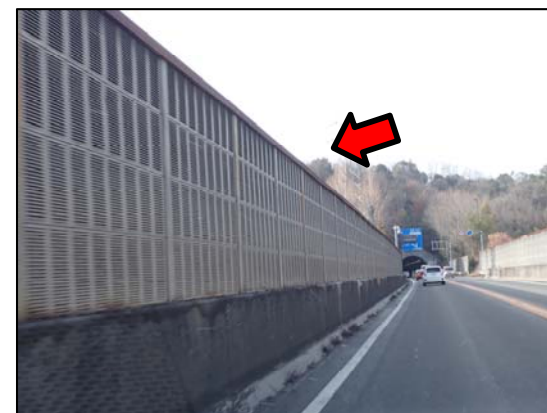


遮音壁による 音の回折イメージ



遮音壁なし：
音の直達経路が短く
大きな音が伝わる

遮音壁あり：
音が回折して減衰し
小さくなる



本線部遮音壁
（高さ 3 m）

ランプ部イメージ



ランプ部遮音壁
（高さ 3 m）

5.環境対策 ④振動（要請限度）

・振動の規制値としては、振動規制法第1条及び第3条の規定に基づき定められている振動規制法施行規則の要請限度があります。同規則に示される要請限度は下表のとおりです。

表-1 振動規制法の要請限度

地域の区分	要請限度	
	昼 間	夜 間
第一種区域	60dB以下	55dB以下
第二種区域	65dB以下	60dB以下

注1) 第一種区域 良好な居住の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び居住の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域 居住の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注2) 時間区分 昼間 6:00～22:00 夜間 22:00～6:00

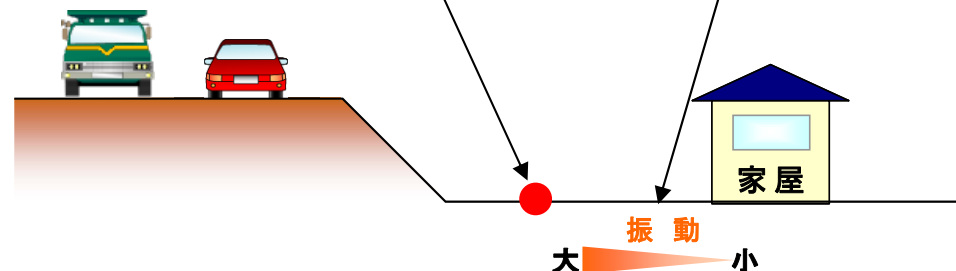
※振動予測の考え方（例：切土部の場合）

①【振動基準点：位置は道路構造により決定】

交通量や車速に応じて振動基準点での振動レベルが決まる。

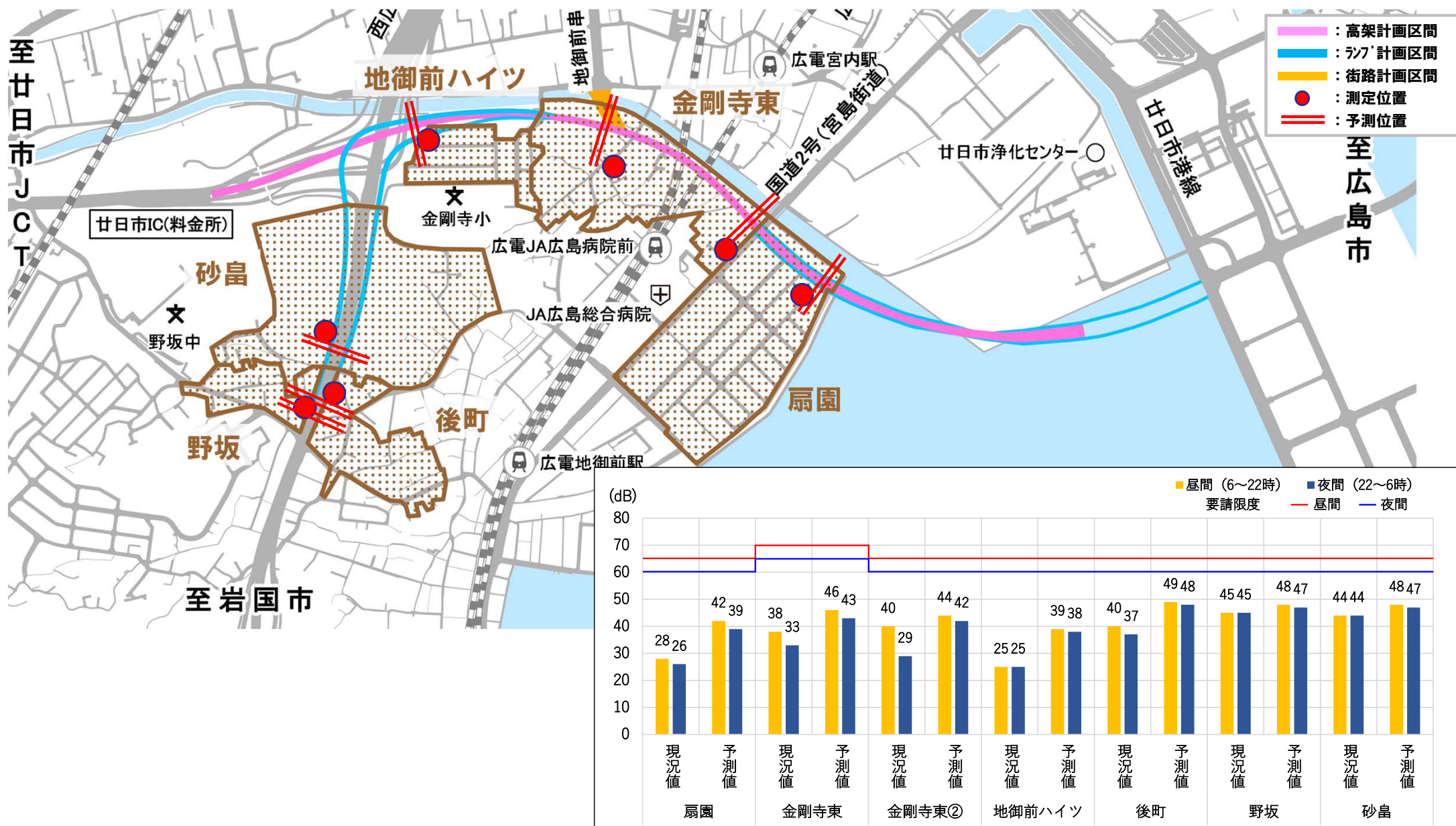
②【距離による振動レベルの減衰】

振動基準点から離れると振動レベルが減衰する。



5.環境対策 ④振動（予測結果）

・振動については、全ての地区で振動規制法の要請限度を下回る予測となります。



※予測値は各地区の最大値を取る代表地点の値を示しています。

5.環境対策 ⑤大気質（予測項目）

- ・整備後において、自動車の走行に伴い大気質への影響の可能性がある物質として、「二酸化窒素（NO₂）」「浮遊粒子状物質（SPM）」が挙げられることから、これらについて予測を行いました。
- ・これら2項目は「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（H10建設省令第十号）」にて予測項目として定められているものです。

予測対象物質について

二酸化窒素(NO₂)

燃料に含まれる窒素化合物等が高温で燃える際に発生する物質です。飛行機や自動車、家庭のコンロやストーブなどが発生源となります。



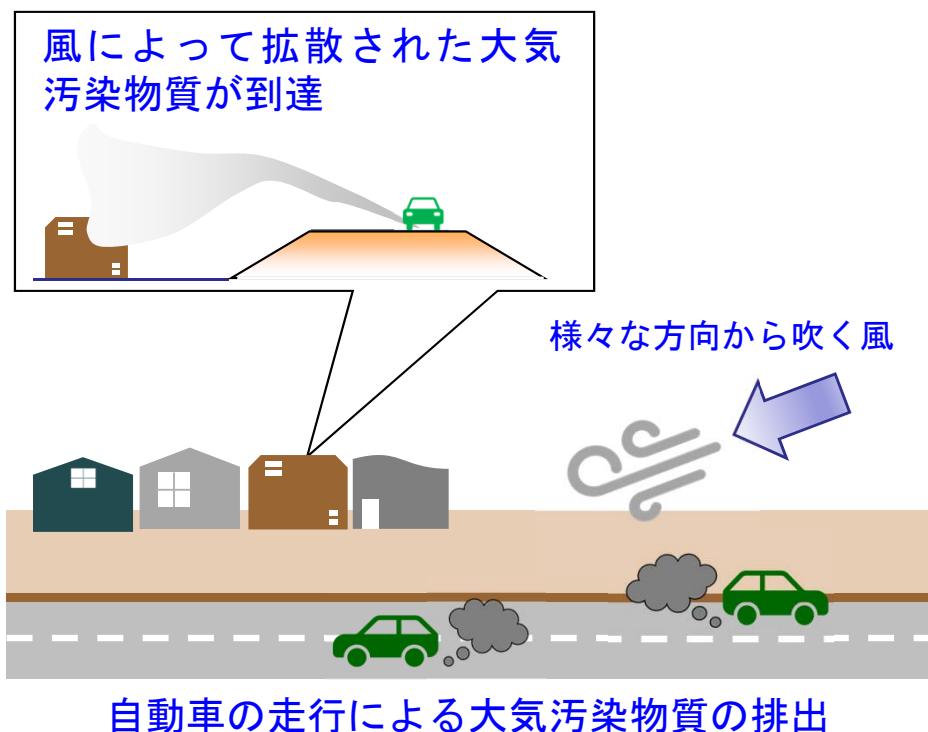
浮遊粒子状物質(SPM)

粒径10μm（0.01mg）以下の粒子であり、大気中に浮遊した状態で存在する物質です。自動車の排気ガス、自然由来のもの（火山、森林火災等）があります。



予測の考え方

道路から発生した大気汚染物質について、各予測地点まで風によって拡散しながら運ばれた際の濃度を計算することにより行います。

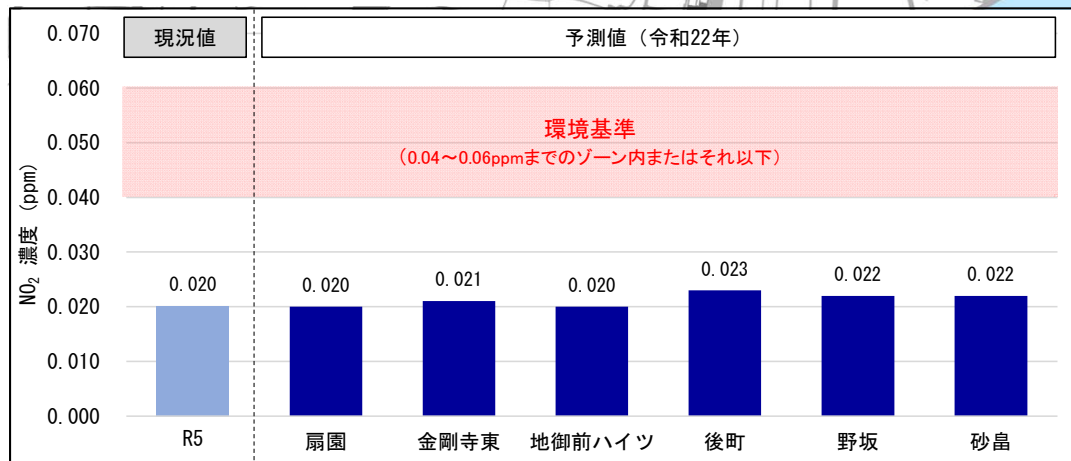


5.環境対策 ⑤大気質（予測結果）

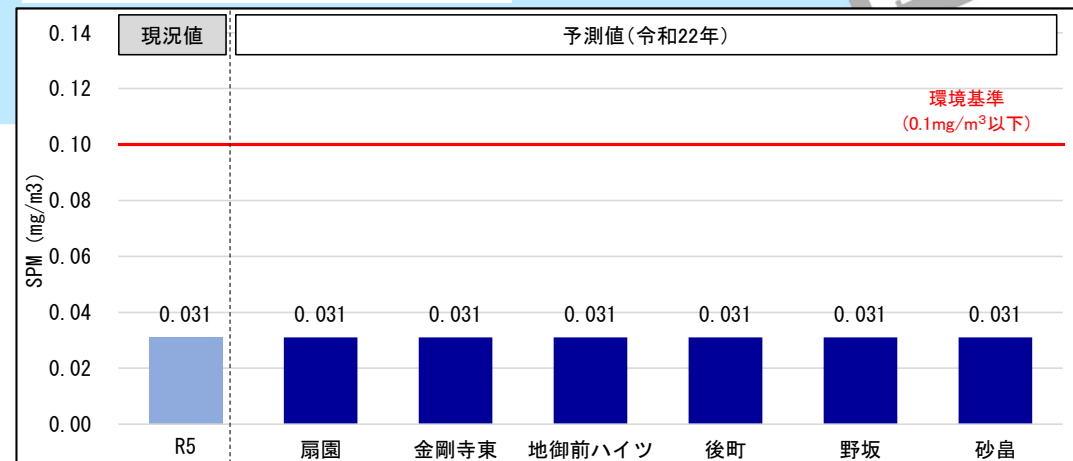
・二酸化窒素（NO₂）、「浮遊粒子状物質（SPM）」ともに、全ての地区で環境基準を下回ります。



<予測結果（NO₂）>



<予測結果（SPM）>

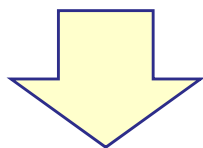


※1) 予測値は、官民境界の地上1.5mで各地区の最大値をとる代表地点の値を示しています。
 ※2) NO₂濃度は日平均値の年間98%値、SPM濃度は日平均値の年間2%除外値です。

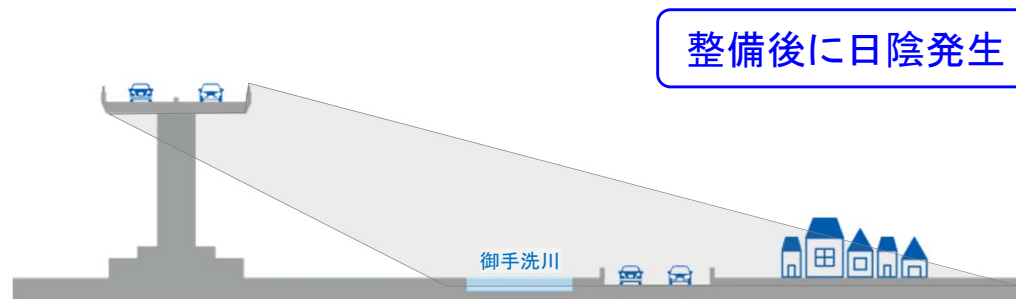
5.環境対策 ⑥日照阻害

- ・国土交通省が設置する公共施設によって新たに発生する日陰については、日陰時間が5時間以上となる場合、日陰により損害等が発生した場合は補償の対象となる場合があることから、道路整備による日陰発生状況について予測を行いました。
- ・予測の結果、西広島バイパス付近で1～2時間程度の日陰が新たに発生しますが、5時間以上の日陰は発生しないと予測されました。

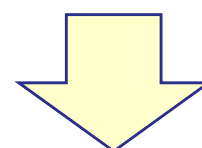
○道路整備前に山陰が発生しない場合
＜整備前＞



＜整備後＞



○道路整備前から山陰が発生している場合
＜整備前＞



＜整備後＞



5.環境対策 ⑦水質・底質（河川域）

- ・御手洗川の河川内での掘削や陸上の土工作業等に起因する濁水発生可能性があります。
- ・工事排水（濁水）については、以下の配慮により適切に管理・処理することで水の濁りの影響を低減させます。

工事の実施



排水



再利用

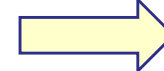


工事排水の管理・処理



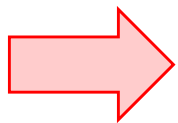
水処理施設のイメージ図

放流水
合流



環境に配慮した工事計画（案）

- ・ 工事排水は沈砂池等で適切に管理



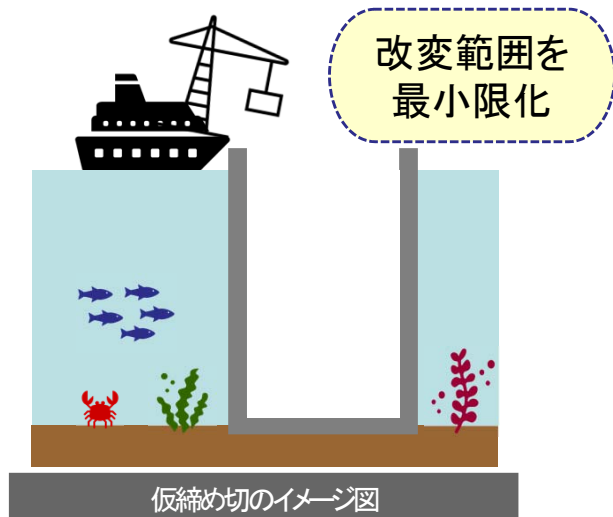
工事排水が環境保全目標値以下であることを
確認した上で公共用水域へ排水

工事排水を御手洗川に放流後も、水質について環境基準を満足するように管理する予定としています。

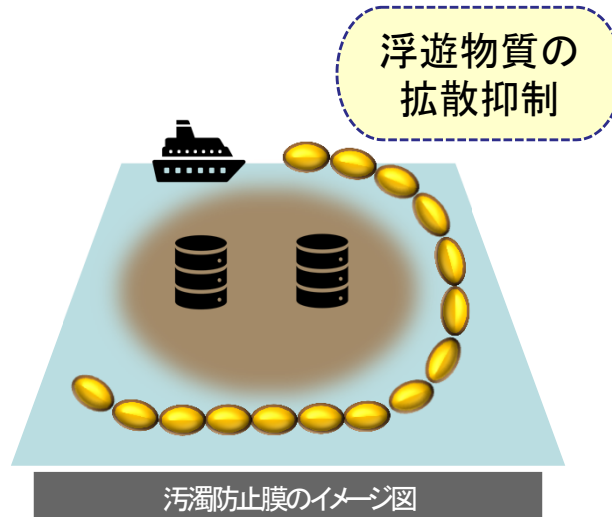
5.環境対策 ⑦水質・底質（海域）

- ・御手洗川河口域や海域において、橋梁基礎工事等による改変、および工事に伴う濁水発生可能性があります。
- ・上記箇所における橋脚設置箇所については、仮締め切等の実施により改変範囲を最小限に抑えます。
- ・工事排水（濁水）については、以下の配慮により適切に管理・処理することで水の濁りの影響を低減させます。

工事の実施



工事排水の管理・処理



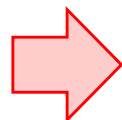
工事排水の適切な管理



水処理施設のイメージ図

環境に配慮した工事計画(案)

- ・ 改変範囲、施工影響範囲の縮小
- ・ 工事排水は泥水を処理して排水する等、濁水をそのまま河川に流さないよう適切に管理
- ・ 周辺水域の水質モニタリングによる監視



工事排水は適切に処理して排水

工事排水を御手洗川に放流後も、水質について環境基準を満足するように管理する予定としています。

6.都市計画事業承認／事業認可

国土交通省 広島国道事務所
廿日市市

6. 都市計画事業承認(広島南道路(木材港西～廿日市市))

(1) 概要

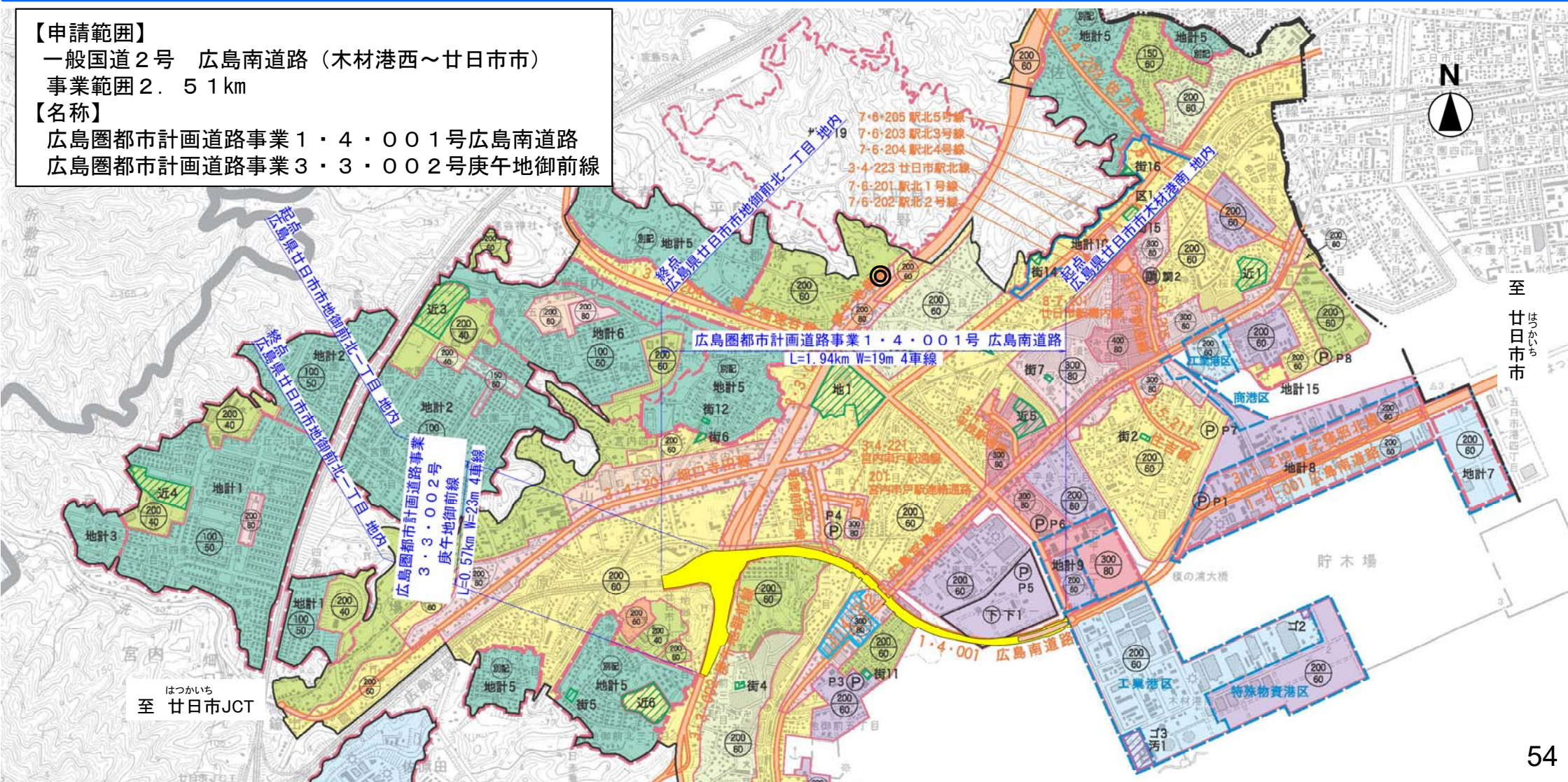
都市計画事業承認とは、国の機関が国土交通大臣の承認を受けて、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することです。都市計画事業承認の対象区間は廿日市市木材港南地内から廿日市市地御前北一丁目地内の延長1.94km、廿日市市地御前北一丁目地内の延長0.57kmです。

【申請範囲】

一般国道2号 広島南道路 (木材港西～廿日市市)
事業範囲2.51km

【名称】

広島圏都市計画道路事業1・4・001号広島南道路
広島圏都市計画道路事業3・3・002号庚午地御前線



6. 都市計画事業認可(地御前串戸線)

(1) 概要

都市計画事業認可とは、市町村が都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を施行することです。
都市計画事業認可の対象区間は甘日市市地御前一丁目2番14地先から甘日市市串戸四丁目12番の延長0.4kmです。

【申請範囲】

都市計画道路 地御前串戸線

事業範囲 0.4 km

【名称】

3・4・220号 地御前串戸線

はつかいち
至 甘日市JCT

3・4・220 地御前串戸線
L=400m W=19m
地表式(一部地下式) 2車線

広島圏都市計画区域



至
甘日市市
はつかいち

(2) 周知措置について

○事業の施行について周知させるための措置(都市計画法第66条)

都市計画事業の認可又は承認の告示後は、(1)建築等の制限(法第65条)、(2)土地建物等の先買い(法第67条)、(3)土地の買取請求(法第68条)など、住民の財産に制限が働くので、その旨を周知する必要があります。都市計画法第66条は、施行者に対し事業の施行について、周知義務を課したものです。

周知措置として、以下の2つを実施します。

- ・ **都市計画事業に関する説明会【本説明会】**
(都市計画法施行規則第54条)
- ・ 周知看板の設置 (都市計画法施行規則第38条の3)

(3) 制限等について

(1) 建築等の制限(都市計画法第65条)

事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行う場合は、許可が必要となります。



(2) 土地建物等の先買い(都市計画法第67条)

施行者公告以降は、事業地内において土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けて頂く必要があり、施行者が届出金額で買取りを決定したときは、届出人と施行者との間で、土地売買契約が成立したものとみなします。

(3) 土地の買取請求(都市計画法第68条)

事業地内の土地で収用の手続きが保留されている土地の所有者は、施行者に対し、その土地を時価で買い取るよう請求できます。買い取る土地価格は所有者と施行者が協議をして定めることとされています。

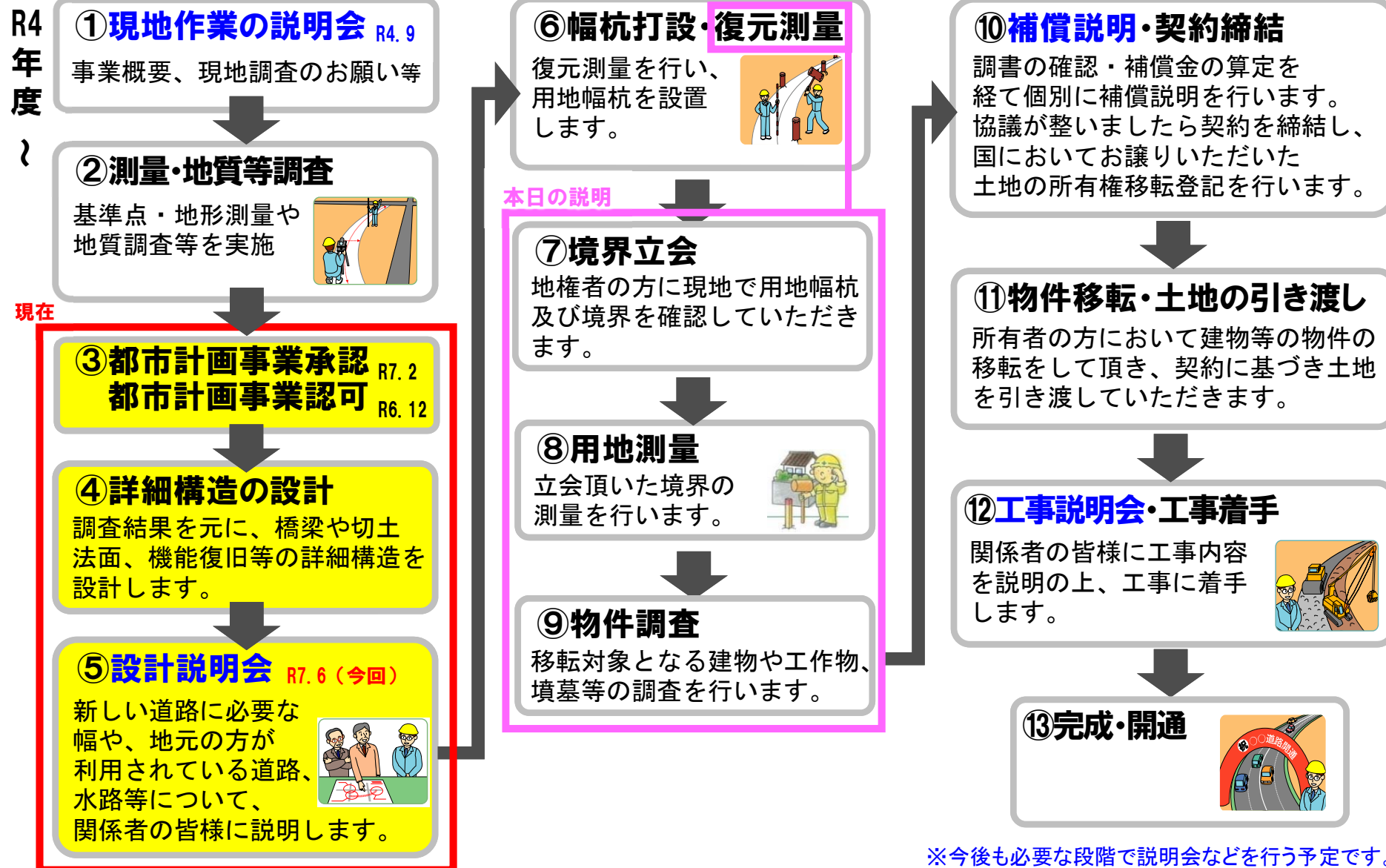
 廿日市市
～市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり～

58

7.用地補償の流れ

国土交通省 広島国道事務所
廿日市市

7-1.用地測量及び物件調査の内容等



○用地測量について

- ①法務局備え付け資料等に基づく
土地境界の現地復元作業
- ②土地の境界の立会及び確認
- ③用地（境界）測量

①法務局備え付け資料等に基づく 土地境界の現地復元作業

測量機器を用いて、法務局備え付け資料等の登記情報に基づく土地の境界を復元するものです。

現地作業員は腕章等を着用します。



この測量作業により、皆様の土地境界の目安となる木杭もしくは金属鋌を設置させていただきます。

作業に伴い土地への立入りをさせていただきます。

- ① 土地への立ち入りにあたっては、事前にお知らせしたうえで十分配慮して立ち入ります。
- ② 花壇、畑は踏み荒らさないように十分配慮します。また、植栽又は耕作中の箇所については、支障とならない位置に設置しますが、何らかの支障となる場合は、現地の作業員や問い合わせ先に連絡してください。
- ③ 現地作業員は身分証明書の携帯及び腕章を着用します。
- ④ 作業車には現地調査中のプレートを設置します。

プレート例

令和7年度広島南道路甘日市工区〇〇地区外用地調査等
業務

測量作業中

発注者：国土交通省中国地方整備局広島国道事務所

周辺で測量作業中です。車両位置に不都合がございましたら、お手数ですが下記携帯電話へご連絡いただければ直ちに移動しますのでよろしくお願いいたします。

会社名：〇〇〇〇〇株式会社

担当者：□□□□

会社TEL：0827-00-0000

携帯TEL：090-0000-0000

山林部の測量作業にあたって見通しの確保の為、下草刈りや雑木の伐採、用材木については枝払い程度をさせて頂くことがありますので、ご理解のうえあらかじめご了承ください。



伐採状況

②土地の境界の立会及び確認

1. 現地復元作業で設置した仮の境界 (個人境界・官民境界) について、 現地にて確認し土地の境界を確定 します。



2. 土地境界立会・確認後、『境界立会確認書』に境界について確認した旨の署名押印をしていただきます。

3.下記の事柄に当てはまる場合は現地で、調査員にお知らせください。

- イ) 宅地・田・畑等で、他の方に土地を貸しておられる場合
- ロ) 土地を他の方に売却しているが、名義を変えていない場合
- ハ) 山林部分等で、土地の所有者と立ち木の所有者が異なる場合

③用地（境界）測量

1. 土地境界確認後打設された境界杭を、測量機器により測量作業を行います。





巾杭設置と土地の境界確認を経て、広島南道路事業に必要な土地の範囲が確定します。

これにより、事業の対象となる土地の上にある建物・工作物等の物件の調査を実施させていただきます。

具体的な調査内容等につきましては今後、個別にご説明させていただきます。

なお、具体的な調査日時につきましては、物件所有者の方のご都合をお聞きし、今後調査会社より個々にご連絡し日程調整させていただくことで考えています。

7-2.実施時期と範囲について



	業務名	会社名	工期	担当者	連絡先	業務内容
A	令和6年度国道2号甘日市地区用地調査等その1業務	(株)オオバ	令和7年12月26日	井手正紀	082-218-1002	用地測量 物件調査
B	令和6年度国道2号甘日市地区用地調査等その2業務	(株)エイト日本技術開発	令和7年12月26日	畑野和久	082-263-7754	用地測量 物件調査

○用地測量及び物件調査に関する連絡先

■用地測量・物件調査に関するご質問等

〒734-0022 広島市南区東雲二丁目13番28号
国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所
用地第一課 幸村(こうむら) 晴彦
山村(やまむら) 勇輝
木山(きやま) 賢人
電話番号 082 - 281 - 4153
ファックス 082 - 286 - 7898

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号
廿日市市 建設部
用地課 末弘(すえひろ) 智靖
吉田(よしだ) 進一
楠見(くすみ) 範之
電話番号 0829 - 30 - 9179
ファックス 0829 - 30 - 1062

※お問い合わせについて

1. 電話

○ 国土交通省 広島国道事務所 調査設計課
担 当: 玉國(たまくに)・北川(きたがわ)
電話番号: 082-281-4136

2. WEB

①「広島国道事務所」で検索

広島国道事務所

検索

③ホームページの右上の「お問合せ」をクリック



○甘日市市

<建設総務課>

担 当: 中田(なかつた)、西本(にしもと)、江口(えぐち)、前迫(まえさこ)

電話番号: 0829-30-9170

<施設整備課>

担 当: 古和(こわ)、山崎(やまさき)、加古山(かこやま)

電話番号: 0829-30-9181

②検索結果より、「国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所」をクリック

[国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所](#)

道路に関するさまざまな情報を提供します。

④「ご意見・ご質問等」にお問合せ内容を記入し、「送信する」をクリック

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせフォーム

みなさまのご意見・ご質問をお待ちしております。

1. お問い合わせ内容を記入
お手数ですが、以下のとおり記載していただくと幸いです。
<広島南道路（木材港西～甘日市）>
●●●、■■■■～

お名前
※任意

連絡先
※任意

電話番号

E-mailアドレス

ご意見・ご質問等

2. クリック

送信する

取り消す